

議 事 日 程 (第 4 号)

令和4年9月9日(金曜日) 午前10時 開議(本会議)

- 日程第 1 ※一般質問  
※条例案件
- 日程第 2 議第64号 遊佐町災害対策基本条例の一部を改正する条例の制定について  
※一般議案
- 日程第 3 議第63号 令和3年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について  
認第 1号 令和3年度遊佐町一般会計歳入歳出決算  
認第 2号 令和3年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
認第 3号 令和3年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算  
認第 4号 令和3年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算  
認第 5号 令和3年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算  
認第 6号 令和3年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
認第 7号 令和3年度遊佐町水道事業会計決算
- 日程第 4 ※決算審査特別委員会の設置について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第4号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	

11番 齋藤 弥志夫 君

12番 土門 治明 君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	池 田 与 四 也 君
総 務 課 長	佐 藤 光 弥 君	企 画 課 長	渡 会 和 裕 君
産 業 課 長 兼	館 内 ひ ろ み 君	地 域 生 活 課 長	太 田 智 光 君
農 委 事 務 局 長	池 田 久 君	町 民 課 長	後 藤 夕 貴 君
健 康 福 祉 課 長	伊 藤 治 樹 君	教 育 長	土 門 敦 君
会 計 管 理 者	菅 原 三 恵 子 君	農 業 委 員 会 会 長	佐 藤 充 君
教 育 委 員 会	石 垣 ヒ ロ 子 君	代 表 監 査 委 員	本 間 康 弘 君
教 育 課 長			
選 挙 管 理 委 員 会			
委 員 長			

☆

出席した事務局職員

事務局長 鳥海 広行 議事係長 船越 早苗 主任 友野 友

☆

本 会 議

議 長（土門治明君） おはようございます。ただいまより本会議を開きます。

（午前10時）

議 長（土門治明君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、昨日9月8日に引き続き一般質問を行います。

4番、佐藤光保議員。

4 番（佐藤光保君） 日本共産党の佐藤光保です。一般質問を始めます。

まず、第1番に気候危機対策についてでございます。ゼロカーボンに向けた現況調査事業というのがありますが、この進捗状況はどうか伺います。

次に、気候危機対策は地域と一緒に促進すること、雇用を生み出して地域経済を回すことが肝要と考えますが、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー対策に対する支援策の拡大はどうか伺います。

ただいま申し上げましたとおり、再エネのキーワードは地域と一緒に促進、雇用を生み出して地域経済を回すということにあると思います。再エネは大変種類が多く、その主なものだけでも小規模水力、例えばこれは鳥海山の豊富な水があり、可能性が高いものだと思います。あと、バイオマス、木質、木材チップによるものや、バイオガス、畜産、下水処理などが考えられるのではないのでしょうか。太陽光についても、まだ遊佐で見かけられないのはソーラーシェアリングといって、農業とシェアをする、農業をやりながら太陽光発電をするというものもあります。あとは当然地熱。あと、遊佐町といえば実績がある太陽熱、こういったものが再生可能エネルギーとして挙げられるということになります。それで、EUは自治体を中心にした再エネ戦略を取っています。例えばドイツでは、自治体が経営する公益事業体や地域の協同組合が自然エネルギーの経営を行い、全電源比率の約40%を再エネが占めています。これを参考に、日本でも再エネを軸にした地域の経済循環が必要です。その際、環境省が公表する各自治体の電気使用量や再エネの潜在量などのデータシステム、再生可能エネルギー情報提供システムを活用し、地域経済循環と環境を両立させる方策が必要と思われる。その際は、自治体職員と住民が協働し、新しい自治体の形を考えていく必要があると思います。あと、再生可能エネルギーと並んで重要な省エネルギーのこともあります。再生可能エネルギーでは、事業者支援に関する事業である再生可能エネルギーの導入に向けた支援というのが地方創生臨時交付金メニューにありましたが、こういったものの活用というのを考えていく必要があると思います。以上が気候危機に関する部分であります。

2番目に、給食の無償化の今後についてお尋ねします。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、給食の無償化が実施されております。子育て世帯に対する支援としてその意義が認められたものでございますが、何せ9月から12月までの時限措置であることから、目下の注目点は来年1月以降どうなるかということであり、給食無償化に関する抱負についてお伺いしたいと思います。

以上、壇上からの質問であります。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） おはようございます。一般質問2日目に入りましたが、今日の朝ショッキングなニュース、ロンドンから飛び込んでまいりました。在位70年を超されたエリザベス女王がご逝去という形で、世界が喪に服するという形ではありますが、本当にイギリス、そしてイギリス連邦等にとっては大変なシンボルを失ったことお悔やみ申し上げたいと思いますし、実は我が町でも私と一緒に議会の代表監査で活躍された阿部文夫さんがご逝去されたという報に触れまして、やっぱり町政にしっかり関わって大きな力を発揮してくれた方、役場職員のOBでありますけれども、ご冥福を申し上げたいと思っています。

さて、佐藤光保議員からはいわゆるゼロカーボンに向けた現状はどうかということと、給食費の問題ありましたので、お答えを申し上げます。1つ目のご質問のゼロカーボンに向けた現況調査事業の進捗状況についてご説明いたします。この調査は、NPO法人環境自治体会議環境政策研究所に委託をして実施しております。6月議会でも説明させていただきましたが、町内でどのくらい再生可能エネルギーが生

産されているか、またどのくらいCO<sub>2</sub>などの温室効果ガスを排出しているかなど数値化、つまり見える化して現状把握を行う内容となっております。調査の結果を基に、削減すべき温室効果ガスの量を明らかにし、再エネ導入指針や吸収源対策など、今後町が取り組むべき施策の検討材料となる貴重なものであります。現在環境省などの各機関で公表している統計資料を利用して、温室効果ガスの排出量と再生可能エネルギー導入ポテンシャルの推計作業をしていただいたところであります。中間報告によりますと、本町における令和元年度のエネルギー由来のCO<sub>2</sub>の排出量は年間8万トン、1人当たりの排出量は年間5.9トンであり、全国平均の7.8トンを下回っております。また、排出量の分野別内訳としては、割合の多い順から自動車、鉄道などの運輸部門が40%、家庭部門が26%、製造業、農林水産業などの産業部門が17%、その他業務部門が14%、廃棄物分野が3%となっており、運輸部門、家庭部門の割合が高くなっております。運輸部門は、人口が少ない地域は車依存の傾向が強くなるため、割合が高くなるということです。今後割合の高い運輸、家庭分野に対する施策の検討が必要であると考えております。エネルギー由来のものとは別に、本町の基幹産業である農業分野、特に稲作における温室効果ガスであるメタン排出量の推計もしていただいております。令和元年度の推計値ですが、本町では年間1万3,000トン排出されております。エネルギー由来のCO<sub>2</sub>排出量と比較しても無視できない量であると考えます。農業分野に対する削減対策も検討していく必要があると考えているところであります。再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは、環境省で公表しているデータもありますが、その積算方法に関しては本町の現状にそぐわない部分があるので、現在本町に合わせた積算方法について検討していただいているところであります。今後引き続き、人口動態や現在取り組んでいる町の施策なども考慮した上で、2030年、2050年に向けた排出量の推移予測や温室効果ガスの削減施策の方向などを検討していきたいと考えております。

2つ目の質問でありました再生可能エネルギー導入、省エネルギー対策に関する支援策の拡大についてお答えをいたします。現在本町では、太陽光やバイオマス発電などの再生可能エネルギーの設備の設置に関し補助制度を設けております。また、持家住宅リフォーム支援金制度による省エネ化に対する助成も行っております。さらに、山形県においても、やまがた未来くるエネルギー補助金という再生可能エネルギー設備導入のための補助制度や、住宅、建築物の省エネ性能向上のためのやまがた健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金制度を設けておりますので、そういった様々な制度を活用いただければと思っております。また、町としてもそうした制度の紹介、情報の提供に努めていきたいと考えております。再生可能エネルギーの設備は、日々新たなものや性能の高いものが開発されております。町といたしましても、国や県の動向を見つつ、新たな設備への対応や助成内容の見直しなどを行っていく所存であります。また、補助金だけでなく、再エネ設備導入や省エネに関するセミナーの開催等を行い、町民の皆さんに最新のエネルギー情報を発信するとともに、ゼロカーボンに向けた意識の啓発に努めていきたいと考えております。

2つ目の質問でありました、給食費の無料化の今後についてはという質問でありました。給食費につきましては、児童生徒の食材の実費分として保護者にご負担をいただいております。その1食当たりの単価は、当時の物価上昇に伴い、令和2年度から小学校が260円、中学校が310円とさせていただいております。7月臨時会におきまして決議いただきましたが、今回は新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍における物価高騰等に直面する児童生徒保護者の負担軽減を図る生活支援策の一環として、9月から12月のおおむね2学期分の給食費を全額助成するということをさせていただきました。山形県に

おきましては、この交付金を活用して、本町と同様に期間を設けての無償化を実施するところもござい  
ますが、大部分の市町村では食材単価の上昇分に対する補助を行う予定と伺っております。本町の給食につ  
きましては、子供たちに栄養のあるおいしい給食を提供できる範囲の単価設定であり、地元の生産者の皆  
さんのご協力により実現できているものと認識をしておりますし、栄養面についても栄養教諭の協力の下、  
不足がちな栄養素が取れる食品を十分に取り入れております。4月から7月までのデータを見ますと、お  
おむね設定単価内で提供することができている状況にあり、給食費についての値上げは実施せず、現在の  
単価設定を維持していきたいと考えております。町としては、財政の有無に注視しながら、引き続き今後  
の物価上昇の推移を見ながら、設定単価内で提供できることが困難な場合にその食材単価の上昇分に対し  
て補助を検討していきたいと考えているところであります。

以上であります。

議 長（土門治明君） 4 番、佐藤光保議員。

4 番（佐藤光保君） まず、気候危機対策からですが、今町長の答弁の中にありました排ガスの大きく  
占めるのは運輸、それから家庭ということでした。それで、運輸というのは遊佐町の場合どうしても車が  
必要な地域ということからであったと思いますが、これに対しては対策を講じるとしたらどういうことが  
考えられますか。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 私から答弁をさせていただきます。

家庭部門の運輸、車は、やっぱりなくてはならないものという認識は、それはこの地方に住む者にとつ  
ては当然のことだと思っております。そして町では例えば車の……エコカーですか、エコカー補助金な  
るものを設定したときもありました。やっぱり燃費、CO<sub>2</sub>の排出の少ない車を取得するときの支援と、ま  
たEV、電気自動車等の購入に対する支援等もこれからやっぱり考えていかなければならないであろうと  
思っています。やっぱり車はなくてはならないもの。一方で、雪が降れば除雪で大変な、朝からドーザー  
を使う、小学校も、中学校もこれからは学校統合すればスクールバスで子供たちを大量に運ばなければな  
らないということは、必ず今後の町としてのCO<sub>2</sub>排出、いわゆる化石燃料を使うことは必ず増えてくるの  
だと思っております。それらをどうやって削減するのか。豊島区では、IKEBUSというバス、電気自動  
車を10台を購入して、路線を2つつくって、無料で電気自動車を区内を走らせて、そして公園に連れてい  
くという、無料で、そんな制度も先進地として見せていただいておりますが、そういうふうな、今で  
は電気の自動車に関してはどうも出力が足りないのではないかと、いろんな形が言われております。そ  
して、内燃機関がいいのではないかと思われている、そんな学者もいらっしゃるわけですが、とい  
うことは電気が駄目なら、ではエネルギーとして何なのだということは、水素を活用して、今トヨタは水  
素社会をつくらうとしているわけですから、水素の内燃エンジンを使ったものによって排出されるものが  
水しか出ないということでもありますので、いわゆるそれらを使った交通機関への移行等も将来的には考え  
ていかなければならないものだと、このように思っています。

以上であります。

議 長（土門治明君） 4 番、佐藤光保議員。

4 番（佐藤光保君） その説明と並んで、遊佐町として特色的なのは、農業によるメタンガスがあると

ということなのです。そのメタンガスというのは、私が先ほど壇上で説明したバイオガス発電のほうに使えるというような、そういった可能性はありませんか。

議長（土門治明君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えします。

ご質問ありました農業のバイオガス発電についてですけれども、以前数年前であります、既に取り組んでおられる事業者が本町にもこういうものはどうかというような提案をいただいたときもありました。ただ、本町においてはいわゆる畜産の現状、現在畜舎が建ってあるような位置的なところもあって、なかなか適地がないのではないかというふうに検討したというような……数年前では、二、三年前ではあります、そういう記憶がございます。

以上であります。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） これからはもうそういう今まで駄目だったものでも、やっぱり何とかそれが実現できないのかという努力というのが求められる時代なのだと思います。そういうことで、これから検討を重ねられることをお願いします。どうぞお願いします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 実は私は町長就任以来、那須野が原の畜産の牧場で排せつ物を集めて、それを発電するというメタン発電に取り組んでいる実証実験を見てきた経緯もありますし、また飯豊町で今米沢牛盛んに飼っているわけですけれども、あそこでは実はバイオマス発電もう始めたとも伺っています。町としては、畜産の出荷量自体は非常に多い町でありますので、それら等が果たしてこれから可能なのか、事業としてどのような形のスキームでやっているのか、それ等やっぱり町で全てやりなさいという形はできないのかなと思っていますので、それら等生活クラブ生協等との議論の上での検討というのは、大いに話し合いの一つのテーブルに上げるということは非常に参考になるのかなと思いますので、すばらしい提言をいただいたと思っています。ありがとうございます。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 私もそういう町民が参加するということのあれでは、町で、先ほどの壇上でのあれでも申し上げましたが、行政と町民とが協働して運営できるように回していくような、そういう仕組みづくりがこれからは必要ではないかというふうに考えております。どうぞよろしくお願いします。

ところで、新聞情報によるのですが、政府の総合海洋政策本部の有識者会議は、7月20日、次期海洋基本計画について意見書をまとめることにしたと。来年5月ですが、それで脱炭素化の取組を促進するため、洋上風力発電の利用海域を拡大していくことも求めたという新聞記事を見ました。それで、今遊佐町の洋上風力については、どうしても海岸線からの距離ということが問題となっておりますので、ぜひともこういった……拡大していくといっても奥のほうに拡大するのか、それとも横のほうに拡大するのか、もっと地点が増えるだけなのかということについては今のところ当然不明です。ですから、これらのことにもぜひ注目して考えていっていただきたいというふうに思います。それで、これに関しては考える会から公開質問状が出ております。ぜひ誠意ある回答を出されるように私から望みます。

議長（土門治明君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えします。

洋上風力の海域の拡大を国がというお話がございました。一般行政報告のほうでも報告をさせていただいたところではありますが、去る9月2日、本町におきましては遊佐沖の第2回の法定協議会が開催されたところでもあります。その席上、また前段でも経済産業省の資源エネルギー庁の担当者の方とも情報交換を若干させていただいたところではありますが、国の考え方としまして海上、本町の海域、皆様ご案内のとおりで海岸線から1キロから奥5キロまでというところで四角い囲みになっているわけですが、その中で必ずしも漁業等に不都合がある場合、地元からのいろいろご意見があれば必ずその海域全域が海域になるわけではないと、洋上風力が建つ海域ではないというようなこともおっしゃっておられますし、それぞれ地域の事情においてその海域の中で今後検討されていくというようなこともお話がありましたので、そこについてはこれから検討させていただくことになるかとは思いますが、また、今議員からお話ありました遊佐沖洋上風力を考える会の皆様方から公開の質問状ということで頂いております。新聞報道にも出ておりますけれども、現在その回答について内容を検討しているところでもありますので、期限までにきちんと町としての考え方回答させていただきたいと考えているところでもあります。

以上であります。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） どうぞよろしくお願いいたします。ちょっと切り口が変わりますが、やまぎん情報開発研究所レポートというのがこの間新聞に載っておりました。これは、資源エネルギー庁の電力調査統計で、いわゆる電力賄い度ということを示すデータのようなものです。その山形県の部分に遊佐町の部分というのはないわけですが、山形県の部分を見ますと再エネによるものが24.4%、内訳としてそのうち水力が71.2%、バイオマスが17.4%、風力が6.6%、太陽光が4.9%となっております。5年前に比べて太陽光は3.5倍、風力は3.0倍に伸びていると。環境省が公表している再エネの導入ポテンシャルと比較すると、本県が持つ再エネの発電潜在能力の1.3%しか活用されていないという状況です。その内訳では、水力が6.5%、太陽光が1.3%、陸上風力が1.1%、地熱はゼロ、陸上風力のみ全国の活用度を0.1ポイント上回っている。ともかく活用の余地を大きく残している現状だという記事でありました。大変注目される記事だったと思います。

それで、1番目の気候危機に関する部分の最後の質問として、第2回の法定協議会、私もユーチューブで拝見しましたので、あれについて申し上げたいのですが、町長はあの中で気候危機のことを訴えられたと思います。それは、私も同感であります。気候危機のためにこういうことが必要になる。気候危機対策のためにこういうことが必要なのだということは同感なのですが、私も今懸念しているのは国の姿勢です。国そのものの。国はもう最近になって、ご存じだと思いますが、原発の再稼働、7基を再稼働させると、新增設もあると。そういうふうになれば、当然限られたエネルギーに関する予算が果たして洋上風力にどのように回っていくのだろうかという心配もあって、私はそういう不安というか、不信も持っております。そのことを申し上げます。あと、それから一つ、この1番目のあれで最後に確認したかったのは、再エネの発電の分でも、それから省エネの関係でも、来年も変わらず住宅リフォームの制度の中に乗るということで伺っておいてよろしいですか。

議長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 実は私も今佐藤光保護議員が申し上げた国の制度が心配であります。やっぱり新型の原発をつくるとか、原発再稼働するとかという話ししているときに、ああ、福島の人たちとか、事故あった人たちの苦しみとかはどこに行ってしまったのだろうという思いが非常に強くいたします。実は先日私生活クラブ生協にお邪魔したときに、新会長と伊藤由理子元会長、そして副会長さんと遊佐町、私と懇談をさせていただいたときに、伊藤由理子前会長から、今顧問ですけれども、やっぱり再生可能エネルギーって、それは当然生活クラブも風車を1基にかほ市でやっている。我が町では、太陽光発電を6万7千枚以上やっている。やっぱりエネルギーは必要だよねということは認識していましたが、伊藤由理子前会長、顧問は決して原発の再稼働等につながってはいけない意識で向かわないと大変なことになりますよねということを通認識として私もしたところであります。やっぱり残念ながらウラン化合物の無害化はまだ人間は不可能の状況で、将来にどんどん、どんどんその負荷をただためていく一方の原発に向かうよりは、やっぱりカーボン……ニュートラル宣言は国もしましたが、逆に言うと遊佐町は太陽光は工業団地にもある、それから風力も、そしていろんな形、小水力も土地改良区でやっているという形でいくと、これまでもかなり先導的に再生可能エネルギー導入を進めてきた町だと思っております。かつては酒田では波力発電なるものもこの地区では取り組んだこともあるはずですから、そんな形でいくと再生可能エネルギーに、やっぱりしっかりここで獲得をしながら、そして先ほど4番議員おっしゃっていました。やっぱり地域に働き場をつくるぐらいの、それは酒田港周辺なるものですから、基地港湾していただいて、若者がやっぱり誇りと自信を持ってこのふるさとで新しいエネルギー産業、再生可能エネルギー産業等で仕事に戻ってこれるような環境づくり、活性化を図ることが地域として非常に必要なことだと思っております。都会から来て大きな資本が全部、あともうけも全部中央持っていってしまうという形は、やっぱり私は決して望んでいないなという思いで、実は同級生の県会議員、田澤君に私の資料渡して、県議会でも地元の事業者、それから地元の金融機関等が参画できるスキームを山形県からつくってもらえないかということを発表してほしいということをもう既に申し上げております。彼は、県議会の本会議でもそれ言っていたので、やっぱり地域にしっかりと……ただ電力取られてしまう地域でなくて、ここでも新たな企業が張りつく、そして事業として金融機関も利益を出せる、そんな地域にしていければなと思っております。

残余の答弁は、地域生活課長よりいたさせます。

議 長（土門治明君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） 先ほど佐藤議員のご質問の中でも、再エネ実績とポテンシャルのお話がございました。本町におきます再エネ実績ということでございますが、本町におきましては今年の3月に環境省が示しました資料であります。令和2年度の段階ですけれども、本町の再エネの使用率201.5%という数字が公表されております。太陽光並びに陸上風力、水力ということで合わせましての201.5%ということで、なおポテンシャルということにつきましては、先ほど山形県では1.3%というお話がありましたが、報道にも出ておりましたが、本町においては現状としましては7.9%ということになるようでございます。しかしながら、町長の答弁でもございましたとおり、環境省が示すポテンシャルというところですが、いわゆる水田ですとか、先ほど議員のご質問の中にもありましたが、太陽光シェアリング、そこは本町は進んでいない状況ではあります。水田のところの面積なども換算されてのポテンシャルと言われて

も、本町に果たして合うのかなというところはありますし、そこはこれから検討していきたいというところでもあります。

なお、最後ご質問で住宅リフォーム支援金の関係のご質問ございました。来年度の予算のことですので、まだここで私は断言できるわけではありませんが、当然継続して住宅リフォーム支援金の予算も計上していきたいと思っておりますし、その他町ですとか県の補助金制度も活用いただきながら、町民自ら省エネ等についての意識向上につながっていければいいのかなと思っております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） ありがとうございます。町長から地域の人材の活用ということで、何か専ら海のほうの港湾の関係ということでお話があったような気がするのです。私はむしろ山のほう、平地から山の鳥海山の豊富な水を使った水力発電はまだまだポテンシャルがあると思います。こちらのほうを考えておりますので、よろしくをお願いします。

あと、1番については以上にいたしまして、2番目について先ほど町長のほうから物価高騰等のあったときはそういう食材の補助を考えるというお話がありました。当然必要になってくると思います。現在でも寒河江市、鮭川村の完全無償化を含めて、13市町村で何らかの助成措置が講じられております。遊佐町でもそういった事態の際は、よろしく助成されるようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議長（土門治明君） これにて、4番、佐藤光保議員の一般質問を終わります。

1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） 本日2人目ということで、よろしくお願いいたします。

コロナウイルス感染第7波ということで、感染者については皆さんご承知のとおり、全国的に過去最高を更新しております。医療現場、現在は下降気味ということでもありますけれども、大変だったのではないかとこのように想像いたします。今年は初めて行動規制のないお盆ということで、基本的な予防対策の徹底を基本とした社会活動を止めないウィズコロナということが徐々に浸透してきているように思う反面、やはりその分の代償というものは大きいなというふうに感じた次第であります。

それでは、通告に従いまして本題に入りますが、皆さん蛇口をひねると水が出てきますが、これほとんどの人が当たり前のことだというふうに思っています。しかし、この当たり前のことを実現させるために、日頃から大変な努力がなされているということ、やっぱり考えなければならぬのではないかなというふうに思います。24時間365日いつでも蛇口から水が出ることは、改めてとてもすごいことだというふうに思うわけでありまして。遊佐町の水道水は、地下水と湧水のみであります。他地区より比べれば、消毒についても最小限で済んでおりまして、やはり非常においしい水になっているというふうに思います。当然個人差はありますので、一概には言えないのですが、私としてはおいしい水になっているのではないかなというふうに思います。遊佐産のウイスキーも水道水で造られているわけでありまして。そのぐらいやはり水質がいいということだと思います。ところで、いつも毎日皆さん飲んでいる水がどこから来ているのかということを知っている方はどのくらいいらっしゃるのでしょうかということですが。遊佐町の水は、大きく4つのエリアに分かれて配水をされております。1つは、大楯、平津に大きな井戸がございますが、これが一番大きいメインの水系でありまして、町の約7から8割の範囲をそこでカバーをしております。先ほど

も申し上げましたが、遊佐町のメインの系統です。2つ目が吹浦に井戸がございます。これは吹浦地区のみなのですが、全体の比率でいきますと大体約1.7割程度をカバーしている。3つ目は直世にあります。升川の上に取水場所がありまして、そこをカバーしていると。4つ目、これは白井であります。残りの吹浦と7割、8割の部分を除いた部分をその3つ目と4つ目でカバーをしているという形になっております。特に先ほども申し上げましたが、大楯、平津系は範囲が物すごく広くて、そこから高低差が大きいところもございます。水を行き渡らせるためには、一旦その高いところに配水地というものを造って、そこに水を送ってポンプで圧送するなどの必要があるわけでございます。ということで大体ざっくりそんな状況だということを入れていただいて、一番大切な水道について一般質問をさせていただきたいと思っております。

今般遊佐町水道事業耐震化更新計画というものが示されました。これは、私さきの定例会で一般質問した公共施設の長寿命化におけるいわゆる個別計画の一環ということで認識をしております。水道の施設も整備されてからかなりの年数がたっているわけでありまして、やはり経年劣化というものが心配をされております。過去には濁り水の問題もございました。いろいろなことを乗り越えながら、現在があるというふうにも認識をしております。それ以外にも、昨今であります、激甚化しております災害というものに対する備えというものも必要になっております。災害が起こって断水ということをよくニュースで耳にしますが、これ実際に起こってしまったら、もし蛇口から水が出なくなったらということを考えますととても大変だなというふうに想像します。やはり災害時においては、水の重要性というものは今さら言うまでもないと思っております。そこで、この計画ということなのですが、期間は10年であります。計画の趣旨には、実現可能な施策を優先的に進める、災害に対する防災、減災などを様々な視点を盛り込むというふうにございます。とはいえ、今後計画を実行していくためには、やはり財政との相談というものが欠かせないと思っております。令和2年度の決算でありますけれども、収益費用の会計についてですが、収入が約4億1,500万円で、そのうちいわゆる使用料収入、水道料を皆さんから、私も納めますけれども、その金額が約3億5,800万円、一般会計からの繰り出しは起債の部分については年間約2,000万円弱ということで、今のところ決算については黒字ということでありまして、収益的に悪いということではないのですが、一般的に言われております遊佐町の水というのは高いということで、高い水道料を払ってもらっての話でございます。再三これは一般質問でも話が出ておりますが、今後人口が減少していくという中で、いわゆる使用量が減ると水道料が高くなるということにつながりますので、そういうことが将来的に心配をされるということでありまして、そうならないようにするにはどうすればいいのかなということで、この計画をもってどのようなことを目指しているのか、壇上からの質問といたします。よろしく願いいたします。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、一般質問2人目であります1番、本間知広議員に答弁をさせていただきます。

水道の問題が議会で取り上げられたというのは、かつて濁り水で、1年の定例会4回あるわけですが、毎定例会ごとに2人か3人がどうするのだ、どうするのだという質問があったときから、あれから10年以上たって初めて水道の質問をいただいたように思います。まさに濁りで、職員が朝から夜まで、早朝から夜遅くまで苦情の電話対応、それにすぐに対応しなければならないという形で職員が大変な状況でした。早期退職した職員もいたと記憶していますが、今の水道がきれいに復活できたのは、まさに職員の

日頃の積み重ねの成果だというふうに感謝をしたいと思っています。

さて、水道施設の現状についてご説明したいと思います。町全体の水道管総延長は、211キロ910メートルで、そのうち令和10年までに法定耐用年数を超過する延長は5万76メートル、全体の23.9%になっております。また、水道施設の耐震化の状況につきましては、平津配水池をはじめとした配水池等の容量比が72.8%でおおむね耐震化が図られておりますが、一方管路の耐震化については延長比率で20%に満たない状況にあります。このような状況から、本町においても施設の耐震化と更新を早期に進める必要があると判断し、令和2年度には水道施設の耐震診断と管路の地震被害想定調査を実施し、これらのデータを基に令和3年度に水道事業耐震化更新計画を策定したところであります。この計画の概要につきましては、計画期間を10年度と定め、令和14年度の目標年度として設定して、期間内で優先的に実施する必要がある高い取組を掲げて耐震化を進める予定としております。具体的な主なものとしては、大楯浄水場敷地内の第2水源建屋の改築、そして平津配水池緊急遮断弁の設置、3つ目としては重要拠点施設を結ぶ基幹管路の送配水管の更新が挙げられております。また、本計画では水道施設の耐震化のみに限らず、災害発生時を想定した非常用電源の整備や応急給水栓の設置などバックアップ機能の強化、確保にも努めていきたいと考えております。3.11のあの震災のときを考えると、遊佐町では平津の配水池の予備電源がなかなかA重油が酒田地区では手に入らず、鶴岡から届けていただいて、夜中中、1日24時間何とか切り抜けたという反省がありますので、いわゆるバックアップ体制の確立にも取り組んでいかなければならない、そのようなものであります。機能の確保、耐震化に伴う費用総額については、当面年間およそ1億円ほどかかるのではないかとこの考え、見込んでいるところであります。

一方、今後の財政計画についてであります。人口減少に伴う水需要の低下は避けられないものであり、料金収入について減少が続くものと想定しております。事業運営の財源を確保するには、料金改定の適正な時期を検討する必要もありませんが、水道利用者への過度な料金負担を避けるために次のような取組を検討していきたいと考えております。1つ目は、配水池からの配水区域の見直しであります。タンク容量に余裕のある配水池から配水区域を拡大することにより、将来的に老朽化により改築が必要となる配水池の廃止が可能であるか検討していきたいと考えております。2つ目としては、水道施設等を改修する際にサイズダウンを検討する、これまでより人は増えないわけですから、サイズダウンを検討して、維持管理に要する経費についても縮減が可能なのか検討していきたいと考えております。3つ目としては、現在県が中心となって進められている庄内圏域での広域連携による経営部門の統合の可能性について県から参加を求められておりますので、一応はこれらについても検討していかなければならないとは思いますが、我が町の水道事業の現状としていわゆる4次拡張のまだ起債の返済が終わっておりません。平成2年度から平成7年度までに4次拡張、いわゆる松山配水池、それから藤崎配水池で、かなりの平津配水池から弾丸で送る、それをつくった起債が当時はかなりの高い利率での借入金をしていましたので、我が町の水道会計における資本費の比率がなかなか減らない一つの原因となっております。それらをしっかりと将来的な返済も検討しながら、随時経営計画の見直しを行いながら、持続可能な水道事業に関する検証をしながら事業を進めていきたいと考えております。ただ、ご心配の方もいらっしゃると思いますからご説明申し上げますが、私から見て水道事業のキャッシュフローについてはここ10年はもつのかなという思いはしていません。その前に次の計画と新たな投資事業が出てくるということで、それについてどうするかをこれから考

えていかなければならないと、このように思っています。

以上であります。

議長（土門治明君） 1 番、本間知広議員。

1 番（本間知広君） 事業計画のほかに、財政の部分についても答弁いただきました。濁り水の話が出ましたけれども、本当に大変な状況乗り越えて今があるのだとまた改めて思った次第でありますし、今後こういったことがないように施設の整備更新もしていかなければならないというふうに改めて思った次第です。

それで、まず事業の計画のほうからちょっと確認をしたいと思います。先ほどの説明で、計画の期間が10年で、3つありました建屋の改築、遮断弁の設置、基幹管路、多分役場ですとか、病院ですとか、そういった施設に対する部分なのかなと計画を見て思っておるのですが、いわゆる基幹管路の更新の3つがその主なものとして挙げられております。それで、町長の答弁にもありました、10年の間でこの3つはやりませよと。その他の部分なのですが、いわゆる普通の管路の部分については大分耐震化がなされていないという答弁がございました。その他の部分についての事業というか、耐震化についてはこの10年が終わった後になるのかということを確認したいと思います。

議長（土門治明君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えします。

まず、主なものとして挙げさせていただきました3つの具体的な内容についてご説明いたしますと、1つ目の大楯浄水場敷地内の第2水源建屋の改築ということでございますが、現在の建屋は昭和41年の建築ということで、現有の施設の中では最も古いものであります。耐震診断でも非常に厳しい結果でありましたので、現建屋を取り壊して改築を計画するものでございます。2つ目の平津配水池の緊急遮断弁の設置についてでございますが、地震時には漏水した管路から配水池の保有水が喪失してしまっ、応急給水に使用する水が確保できないという状況が想定されるということで、第1配水池のほうに遮断弁を設置するものであります。併せて応急給水栓の設置も予定をしております。3つ目の重要拠点施設を結ぶ基幹管路の送水管、配水管の更新ということでございますが、大楯浄水場から平津配水池へ送る送水管、平津配水池から遊佐の元町、上寺配水池方面に向かういわゆる口径200ミリ以上のもの、配水管、それを基幹管路と言っておりますけれども、どちらも昭和40年代前半の整備でございまして、非耐震の管種であることから布設替えを行うというものであります。そのほかどのような事業ということもございましたが、いわゆる災害対応の中核、避難場所となるような医療機関ですとか、各公共施設等の周辺の非耐震管の耐震管種への更新、そのほか応急用資器材の整備などを進めていく必要がありますし、10年後になるかと思われまますが、長期的な計画で見れば大楯浄水場の管理棟そのものの改築も想定をしているところであります。

以上でございます。

議長（土門治明君） 1 番、本間知広議員。

1 番（本間知広君） いわゆる基幹管路の概念といいますか、200ミリ以上の管ということでございました。分かりました。ただ、災害というのはいつやってくるか分かりませんので、そこは祈る部分もあるのかなというふうに話を聞いていて思った次第です。

それでは次に、財政の部分せつかくお話がございましたので、財政の部分のほうから整備費用について

ちょっと確認をさせていただきたいと思います。町長のほうから大体年間で約1億円程度の見込みという答弁がございました。単純計算なのですが、10年すれば10億円ということになります。先ほどの再三で恐縮ですが、さっき3つの主な事業についての費用としていわゆる10億円ぐらい見込んでいるのかなと、そういう認識でよろしいでしょうか。

議長（土門治明君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えいたします。

先ほど申しました整備、今後の整備の進め方としましては、基本的には1年目に設計、2年目に工事という流れになっていこうかと思いますが、内容によりましては特に送排水管の更新、布設替え工事は単年ということにはなりませんので、数年かかるものかというふうに思っているところであります。実際の工事費用につきましては、工事内容によりまして、設計の内容も含めてですけれども、上下します。先ほどご説明させていただきましたその他の事業分というものも加えまして、経営面というのも考慮しまして、年間1億円程度、上下すると思いますが、平均的にはそのくらいと見込んでいるものであります。なお、この計画を策定したことによりまして、国の補助、また企業債、いわゆる起債も使えるものがございますので、そうはいつでも単年で何億円という工事、なかなかやはりできない経営状況でありますので、大体平均1億円程度というふうに見込んでいる状況でございます。

以上です。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） 借りれば返さなければなりませんので、借り過ぎれば返せなくなるということだと思います。しっかり計画を立てて、粛々とやっていくしかないということであると思いますので、しっかり取り組んでいただければというふうに思いました。

それで、今後のお話が続くかもしれませんが、取組ということについてちょっとお伺いをしたいと思えますけれども、3つございました。今後の取組として排水区域を見直す。浄水施設をサイズダウンするのだと。あと、広域連携による経営部分の統合という話だったと思えますけれども、この3つ目の広域連携、これについて可能性についての検討という話だったと思えますけれども、これ今現状どんな感じなのかちょっとお伺いをしたいと思えます。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 実は山形県から、山形県の水道ビジョンに遊佐町さんは参画してくれないのかというお話をいただいたことがあります。そのときに、ちょうど消費税が5%から8%になるぐらいの時期だったと思えます。料金審議会にお集まりいただいた審議委員の皆さんに、山形県の水道に参加することはどういうことと聞かれてしまいました。ということは、田沢川のダムの水を飲むことなのだということでした、その当時。そしたら、女性が多かったそのときの審議会の皆さんからは、お金払ってまで何でそんなおいしくない水を遊佐町民として飲む必要があるのだというふうなお叱りを受けた経緯があります。なかなかやっぱり、遊佐町は井戸を掘って水を獲得はしていますが、水道料金は発生していないわけ、水をくみ上げているという状況で、設備費には確かにお金はかかっています。だけれども、県の水道ビジョンに参画をすれば、八幡通して遊佐とつないで酒田と同じ水、八幡と同じ水を飲むということでしょうから、多分遊佐町民の大多数の皆さんからは大変なお叱りを受けるであろうなという思いも料金審議会の

奥さんたちのご意見を聞いたときに非常にいたく感じました。今私ちょっと保留させてくれというような話を担当課を通してさせていただいているのですが、実は臂曲の岩石採取の裁判でちょうど簡易水道の上流部に採石が行われたわけですけれども、水源保養域、涵養域という形で、これまでどっちかという国定公園の内とか外という議論はありましたが、その当時の伊原弁護士からは県で決めたエリアよりももっと簡易水道の上流部だからいいのではないかという形で、涵養域をつけ足していただいたというか、増やしていただいたという経緯があります。裁判を考えてみますと、水源の上流部でやっぱり行き過ぎた開発行為によって水が危ないということを山形地裁、仙台高裁がやっぱり認めてくれたものだと思います。そのときに、町がやっぱり水源を獲得する権利を失ってしまったときに、果たしてでは山麓周辺の新たな開発行為について守れるのかなど。その辺のことについて、なかなか山形県と調整しなければ、了解もらわないと簡単にそれに参画できるというわけはいかないのでしょうかということです。ただ、経営的なもののメンテナンス等については負担金を持ちながら県で全てやってくれる、水は水源として、遊佐は水は自前の水を飲めるということがベースにないとなかなか町民理解というところまでいかないのかなという思いはありましたので、多少もう今ホールドにさせていただいている段階だということを私から答弁します。後については、地域生活課長より答弁いたさせます。

議 長（土門治明君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） 広域連携につきまして、若干説明をさせていただきたいと思っております。

水道の広域連携の検討ということで、今町長からも説明ありましたけれども、人口減少、施設の老朽化ですとか、耐震対応など、県内の各水道事業者がどこでも非常に厳しい状況があると。そういう中で、今後将来にわたって安全な水を安定的に供給するために、技術基盤、経営基盤の強化の有効な手段の一つとして広域連携ということころを県が中心となり、平成28年度から検討が進められているものであります。県の広域化推進プランにおきましては、県内を大きく4つの地域に分けて、本町は庄内地区の一員ということになっているわけですけれども、これまで協議の場として何回も検討の部会が開催されている状況ではあるのですが、本町の水道につきましては皆様ご承知のとおり、水源、各水道施設全て町単独でという水道事業でありますので、町長もご説明しましたとおり、これまで積極的に協議の場には参画していないというのが現状であります。現在検討されております広域連携には様々な形態がございまして、先ほど町長がお話ししていました酒田のほうの水が遊佐に来る可能性があるような、そこまで考えた事業統合という形ですとか、業務の一部を共同化するような連携ですとか、様々な形があるということでありまして、先ほど答弁でも申し上げました経営の参画の検討ということではありますが、本町におきましては水道事業単独で運営してございますので、現在の水道の配水、給水の形態が変わるということではなく、変わらない前提の中での検討ということでは、そういいながらも今後の経営状況を考えれば、やはり人口減少、給水収益の減少が想定されるところでございまして、既に県内でも高いほうであります水道料金の値上げはなかなかできないという現状を鑑みて、費用削減という観点で広域での経営という部分のみの統合というものは検討できないかというところを考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） ぜひ頑張ってくださいと思います。これから計画では、10億円ほどお金をか

けて改修工事を整備をするわけですので、整備をした途端水が変わったということにならないようにしてほしいなというふうに思いました。よろしく願いいたします。

それで、ちょっと話が変わるかもしれませんが、水道、経営の部分から水道料のことをちょっとお話ししたいと思います。一般的な話です。水道料が決まる条件として大体4つぐらい挙げられているのです。1つ目が地理的要因、これは水源がどこかとか、所得の条件とか、そういったことでございます。2つ目が歴史的な要因ということで、要するにこれまでどういう経緯で整備を行ってきたのかということでございます。3つ目が社会的要因ということで、いわゆる人口の数もそうなのですが、その密度ですね、人口密度ですとか、要するに生活様式ですとか、どういった需要があるのかとか、例えば需要というのは工場がいっぱいあるところとか、家しかないとか、そういったことなのですが、4つ目がこれ外部不経済要因ということになっているのですが、いわゆる先ほどの濁り水でないのですが、水道、水源の質的悪化などです、分かりやすく言うと。ということで、遊佐町水道代が高い、高いと言われておりますが、ネットで調べてもいわゆる規格ですとか、使い方ですとか、条件ですとか、そういったことがごちゃごちゃとありまして、一概に遊佐町が何番目というランキングというものは出ないのです。ただ、県のランキングが出ていました。山形県のランキング。山形県は高いほうから1番目、2番目、3番目ぐらいをこの辺うろろろしているような状況、いわゆる県としても全国的に見れば高い中で遊佐町も高いということでもありますので、全国的に高いのだろうなというふうに思うわけでありまして。やはり先ほど申し上げましたとおり、山形県におきましては地理的要因、山がとにかく多いので、要するに設備をいっばいつくらないと水が行き渡らない、高いところに一回上げて下ろすところをいっばいつくらないと水が行かないということでもありますので、山形県の水は高くなるのだということで、東北については宮城ですとか、青森ですとか、そこら辺もちょっと高めな県でございますので、山が多いところは一般的に水道料が高いということになるかなというふうに思います。

ちょっと話戻りますが、町の特徴としては範囲がやはり広うございます。それからくる水道管の長さ、これもやはり2つ目の整備費用の部分でかかってきます。あと、先ほど申し上げましたが、配水池の整備がございます。平地とはいえ白木に水をやったり、杉沢に水をやったりということでもありますと山を越えないといけませんので、そこに配水池を整備しなければならないということ。先ほどの条件でいうと、遊佐町については2つ目と3つ目の要因が主に高くなっている要因として挙げられるのかなというふうに思うわけでありまして。高い整備費用といわゆる人口密度の低さということで、整備費用についてはやはり全部つながなければならないので、結果的に高くなったのだというふうにも言えるかもしれないのですけれども、そう思った理由の一つとして松山地区の配水池、これ吹浦荘の脇にあるのです。コンクリートの高い丸い塔を見た方いらっしゃるかなと思いますけれども、あれ松山の配水池なのですが、かなり大きいのです。西浜の水も、遊楽里ですとかあの辺の水も松山の配水池から行っております。吹浦にも配水池あるのですが、西浜の部分についてはそこから水が行っているということでもあります。これ先ほども町長のほうから4次拡張ということでお話がありましたけれども、当時の話ではあの辺にはもっと家が建ったり、事業所が道路沿いに張りついたりということで、当時の話ですのでちょっと確証はないのですが、要するにいっばい人がすぐ張りつく予定だったというような話も聞いております。先ほども申し上げましたが、結果としてはいわゆる過剰な整備になってしまったのかなというふうに感じるわけでありましてけれども、そ

こら辺のご所見があればちょっとお伺いしたいと思います。

議長（土門治明君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えいたします。

まず、本町の水道料金についてであります。いわゆる基本料金につきましては県内他市町村とほぼ同じくらいではありますけれども、本町の場合従量料金、つまり使用水量1立方当たり319円、基本料金を超えますと加算されていくという料金体系を取ってございます。そのため、大体ですけれども、20立方ぐらゐを超えた辺りから県内ではもう一番高いというような料金の体系に現在なっているという状況ではあります。本町の水道料金が高い要因につきましては、今議員おっしゃるようなとおりの要因に加えまして、本町の水道事業、町が全て単独、独自で賄っているということが要因かと思っているところであります。ご質問にありました松山配水池についてですが、現在の松山配水池、平成3年度、上水道第4次拡張事業の際に増設された施設で、現在の配水池容量609立方になっております。当時の第4次拡張の事業計画においてということですが、詳細についてはちょっと不明なのですが、当時の計画におきましては生活様式の多様化による水需要が増加する、一部地域では水圧が著しく低下していると、いわゆる末端のほうのようでしたけれども、さらにはリゾート施設及び工業団地の造成、下水道整備事業による加算給水というものを見込んだという当時の計画書によると、それで既設の配水池に増設する計画を策定して整備したような状況でございます。現在の松山配水池の配水流量ですけれども1日当たり300立方から多いときでも480立方ということでございますので、配水池容量から見ますと余裕がある施設、過度な整備という言い方が適当かどうかですが、余裕がある施設になっているという現状のようでございます。

以上であります。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 水道というのは、確かに収益でいけば給水原価と供給単価の差で、これが一時的にはやっぱりかなり逆転していた時期が長く続いたということがなかなかもうからなかったという時期だと思います。ちょうど行政報告、今決算の時期でありますので、ぜひとも御覧いただきたいのですけれども、本年度については給水単価が給水原価を下回るということはないようやりますので、それら等については注視をしていただきたいと思います。また、水道で私は実は議員時代に痛い思い出があります。当時の商工会長と、TDKで使っている水は工業用水の特例を使ったらどうでしょうかという形を当時の執行部に提案したことがございます。なぜかという、にかほの水道の倍以上高かったということで、それがやっぱりCFですか、水を常時使いながら研磨するとかという事業で、当時のTDK工場長からは、私ロータリークラブで一緒にいましたので、試作はできるけれども、量産は遊佐ではできないのだということをお伺ったこともありました。そんなおかげでTDK遊佐が廃止をされたということありますので、水道のみならず、水道料金は地域の全体の事業にも大きな影響を与えているのだなという思いがしました。実はTDK遊佐は、秋田県から今は鶴岡、酒田に来ていますが、一番最初に踏切越えたTDK遊佐の、今ソーラー並んでいますが、あそこに進出をしていただいたのが遊佐町が一番早かったのですけれども、水道料金が2倍以上ではやっぱり量産はやれないよねという形の中でクローズになってしまった苦い経験があるものですから、何とかその事業をする皆さんにとってはいろんな制度が必要ではないかということで、実は移住、定住の施策で水道料金は何年間よそから来て高いところには支援しますよという制度も町とし

て独自に準備をさせていただいてきたという経緯があることをお伝えしたいと思います。

議長（土門治明君） 1 番、本間知広議員。

1 番（本間知広君） TDKのお話、私も聞いておまして、これもやっぱり苦い思い出だなというふうに思っております。課長のほうからは、余裕があることはいいことなのだというお話もございましたので、見たときにどのぐらいの建物に対してどのぐらいの水かさなのかと聞いて、大体半分ぐらいかなという話でありまして、常時大体そのぐらいで稼働していると、半分余っているのかなというふうにちょっと率直に思ったわけでありまして、ともあれこれ以上水道料が上がらないようにということをお願いしたいと、頑張っていたきたいというふうに思います。先ほどもちょっと話変わりますけれども、24時間365日というお話をいたしました。夜間も当然施設の管理ということで行っているわけでありまして、現在はその管理の部分をシルバー人材センターさんをお願いをしているという話を聞いております。具体的にといいますか、大体どういう感じでやっているのかと、夜の部分です。日中は大体予想はつくのですが、夜の部分についてのちょっとお話を聞きたいと思います。

議長（土門治明君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えいたします。

水道施設のトラブル対応につきましては、当然24時間対応ということにはなりません。大楯浄水場のほうには、町内の水道各施設の状況ですとか、各配水池の水位、流量などが把握できる中央監視システムがあります。このシステムですけれども、現在では役場の地域生活課内でも日中は見れるというような整備をされておりまして、現在では見れると。各施設で何かしらのトラブルが発生した場合、システムに異常警報が出るということで、その内容を確認して対応に当たっているという状況があります。ただ、異常警報の中には落雷の際の瞬間的な停電ですとか、その他対応をしなくてもいいようなものについても警報というふうに発する場合もあつたりします。大楯浄水場の夜間管理につきましてですけれども、本町の水道事業開始当初からしばらくの間は上水道の担当職員が宿直ということで管理を行っていたところでありまして。その後宿直制度を廃止してからであります。上水道係の担当職員が当番制で携帯電話を持って、機器の異常と警報が出た場合その携帯電話のほうに連絡が入りまして、それを受けて浄水場に来て場内を確認するというような夜間対応、朝の3時だろうが、4時だろうがというようなところで警報が鳴れば当番の職員が浄水場に来ていたというような体制を取っていた経過がございます。平成24年度からになりますけれども、夜間の宿直管理をシルバー人材センターさんのほうをお願いをして、先ほどご説明しましたような異常警報が出た場合内容を確認していただいて、即対応が必要な場合は職員に内容、情報等の連絡をしてもらおうと。特に対応不要のような場合については、システムの復旧作業などを行っていただくというようなところが具体的な業務のお願いしている内容になっておるところであります。また、現在では休日ですけれども、休日の日中の施設管理につきまして大楯浄水場の管理につきましては、平成26年度から民間の管理会社にも委託をされておりまして、そちらの主な業務としましても決まった時間、定時の監視システムの観測ですとか記録、機器警報の確認などをお願いしていると、そのような状況で維持管理、施設管理をしている状況でございます。

以上であります。

議長（土門治明君） 1 番、本間知広議員。

1 番（本間知広君） やはり最初は職員が宿直ということで頑張っ、水が行くようにしていたと。当番になって、今は夜間についてはシルバー人材センターさんをお願いしてと、時代の流れに沿ったような形で管理体制の変化だなというふうに感じましたが、そういった部分、やはり誰かが必ず担って、そういうことをしていかなないと蛇口をひねって水が出てくるような状況はつukれないのだなということを改めて感じた次第であります。それで、私職員の方と一緒に水道の施設を全部回る機会がありました。見てびっくりするようなところに、こんなところにこんなものがとか、そういったこともあって、水を送るといのは本当に大変なこと、努力があって来ているのだなというふうに思っ、これをちょっと聞いてみようというふうに思ったのですけれども、町に漏れなく水を行き渡らせるためには施設を整備して、なおかついつでも水が使えるように昼夜誰かがその管理をするというようなことを行っっております。遊佐町については、再三お話ありますけれども、鳥海山からの恵みによる水といのは大きな財産でありますので、この水が飲める幸せがいつまでも続くと願っ、私の質問を終わりたいと思っますが、何かあればお伺いしたいと思っます。

議 長（土門治明君） これにて1番、本間知広議員の一般質問を終わります。

9番、阿部満吉議員。

9 番（阿部満吉君） 秋の味覚の刈屋の梨もスーパー等々に出回っっております。稲の花も品種によっては7月中に咲いたものもあり、例年であればもう稲刈りの準備でコンバインの音が聞こえるような9月議会なのですけれども、今年は今朝からの天気と同じように日照も少なく、雨も多く、実りが少し遅れているようございませす。何よりこれからは収穫の秋、昨日町長が米価も上がったらいねというような話もありませす。ぜひそんな秋になればいいと思っます。それと一緒に、秋はスポーツの秋でもございませす。明日、あさつとシー・トゥ・サミットがございませす、県内外からも選手の方々が訪れております。そして、10月10日には、なかなか運動会等々もできませんでしたがけれども、町のロードレース大会を取りあえず開く方向で計画をしております。子供たちがコロナ禍の中でも一生懸命練習した姿をぜひ皆さんからも見ていただきたいというふうに思っます。

それでは、私の一般質問をさせていただきます。平成19年9月に施行された遊佐町まちづくり基本条例は15年目を迎えております。時田博機町長が就任してからは13年になるかと思っますけれども、役場庁舎の改築という大事業を終えるとともに、5つの小学校の統合を来春に控え、町に係る大型事業は節目を迎えております。何よりまちづくり基本条例の前文に掲げる鳥海山と清流月光川、日向川をはじめとする恵み豊かな自然を守ろうとする理念に基づいての条例であったことから、岩石採取問題を解決に導いたことは大いに評価されることと思っます。一方、高速道路の開通も間近に控え、新道の駅を軸にした町の産業活性化策、空き校舎の有効利用、洋上風力による町民生活への影響など、行政的な課題は山積してあります。まちづくり基本条例が施行された平成19年の人口は男性8,005人、女性8,848人、合わせて1万6,853人でした。そして、昨年9月、令和3年度統計では男性6,288人、女性6,842人、合わせて1万3,130人となっております。人口の減少は全国的な傾向であり、殊さら危機意識を持つべきものとは思っはおりませす、人口に見合った暮らしやすさを求めていくことが地方の小さな町の在り方ではないかとも考えております。縄文人が住むべき土地と決めた遊佐町には、暮らしやすい町であることに間違いはないかと思っしております。本条例の最終章では、5年ごとにまちづくりの方針と適合しているかを検討するよう規定して

おります。条例第10章、31条に基づく検証をいかになされているかをお聞きいたします。なお、議会だより、本年5月1日発行の第156号、令和4年度予算の審議記事での冒頭でまちづくりを再考する年度にというふうにタイトルを打っておりますので、まちづくりの方針についての詳細を各課にもお聞きしたいと思いますので、答弁をお願いしたいと思います。

以上、壇上からの質問といたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、9番、阿部満吉議員に答弁をさせていただきます。

答弁に入ります前に、第10回の記念の大会、シー・トゥ・サミットが土曜日が開会式、環境シンポジウム、そして日曜日が朝、早朝5時半スタートですか。各関係者、大いなる尽力の下に、10回記念がやっと、2年ぐらい開催できませんでしたので、開催されますことを大変心強く思いますし、実は開会式に山形県の吉村知事が見えるというお話を今日の朝確認したところであります。開会式には参加してくれるのだという話で、大会の顧問ですから、来ていただけるということ大変ありがたく思います。

まちづくり基本条例に基づくまちづくりの検証という形の質問ありました。このまちづくり基本条例につきましても、ちょうど地方分権から地方主権かな、地方自治の主権という形で、そして合併協議の中でやっぱり地域としてそういう組織は必要だよ、地域ごとという形で、町民主体のまちづくりを推進するためにという形で町としては合併離脱から維新プロジェクトを経てのこのまちづくり基本条例の設置というふうに私は理解をしております。その当時も私は大いに賛同したものであります。まちづくり基本条例には、町民、議会、町が協働して地域課題を解決し、住みよいまちづくりを自らの手で進めるため、本町のまちづくりの方針、町民の権利、基本的なルールを定められており、町民主体のまちづくりの推進や情報の公開と町民意見の反映、町民、議会、町、それぞれの責務などを定めた遊佐町における自治の基本となる条例と考えております。この条例は永続性があるものではありませんが、社会情勢や経済情勢の変化に的確に対応させるために、条例改正が必要な場面においては5年を超えない期間ごとに本条例を検証し、必要がある場合には見直し等の措置を講ずることを条例第31条で想定しております。また、著しい社会情勢の変化があった場合は、その時点で見直し、改正することも視野に入れております。まちづくり基本条例は、他の条例の制定やまちづくりに関する計画の策定、施策の遂行に当たり、最大限尊重しなければならない規範としての役割を担うものであり、町の憲法とも言える普遍的な条例であります。この条例に沿って、審議会等の会議の公開や政策形成過程におけるパブリックコメントの実施、情報公開条例に基づいた行政文書の公開など、町としての責務を果たすよう努めてまいりました。現在制定当時と比べて社会情勢の変化はあるものの、条例に規定している内容は現在の情勢と照らし合わせて有効に機能するものだと考えております。今後もよりよい地域社会を築くために、この条例を活用して町民の皆さんの参画と協働の下、お互いの立場を尊重しながらまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員の再質問を保留し、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時46分）

休

憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後1時）

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員の再質問を保留しておりますので、9番、阿部議員から再質問をお願いいたします。

9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 壇上での質問の中でもありましたけれども、役場庁舎を建てた直後でございますし、いろいろ町の懐事情も大変かと思っております。その中で、政務調査費のない我々遊佐町議会はいわゆる特別委員会の調査費も大分ゼロ回答でありましたし、議会だよりもページ数を制限されているような状況でございます。その中で、制限されておりながら、やはり緊縮財政に協力しようと思っている中での質問となります。遊佐町総合発展計画の第8次、令和8年度までの目標となっておりますけれども、人口の目標が1万2,000人、財政フレームとして83億5,800万円は今の行政の人口に見合うのかということを経務課長のほうにご質問させていただきたいと思っております。その中で、令和4年の当初予算の特別会計を全て合わせると134億円になっておりますので、なかなか町の財政というのも大変だと思います。総務課長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。あわせて、今でこそ町税収入が13億円を計上できていますけれども、高齢化社会の中で10億円以上の町税収入という2個目は予算編成の中でどのようにこれから考えていくのかということ、ひとつお伺いしておきたいというふうに思います。

議長（土門治明君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） お答えします。

総合発展計画につきましては企画課所管で作成をしてきているわけですが、その中に人口の目標、財政のフレームについての記載がございます。この財政フレームですが、令和8年度の段階での歳入の目標ということでの記載になっております。この83億円につきましては、過去5年間の町の一般会計の歳入歳出になるわけですが、その金額の伸び、平均等を勘案して、あと歳入につきましては普通交付税、臨時財政対策債、特別交付税、それから町税と大きな主要な歳入があるわけですが、その歳入を令和8年度まで見込んで計画を立てまして、それとこれまでの一般会計の動きを照らし合わせまして83億円ということを出しております。この83億円という数字につきましては、人口の目標がその時点で1万2,000人ということにはなっておりますけれども、1人当たり幾らということではなくて、町の全体的な事業の中での金額ということで捉えております。それから、令和4年度特別会計も含めると134億円ということですかね、その程度の金額にはなっておりますけれども、一般会計からの繰入れ等の数字はダブることになりますので、一概に134億円かかるということではなくて、それはちょっと実際精査しないと分からない面もあろうかと思っております。税収の見込みについては、町民課のほう詳しいかと思っておりますので、バトンタッチしたいと思います。

以上です。

議長（土門治明君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） それでは、町税の収入について、私のほうからご説明させていただきます。

町税のうちの町民税、こちらについてはやはり人口減少の少子高齢化ということもありますので、その

影響で減少が進むとも思っております。一方で固定資産税、こちらに関しましては、令和4年から6年は徐々に減収にはなると考えておりますけれども、今建設中の鳥海南工業団地、そちらにあります鳥海南バイオマス発電所、こちらが令和6年に建設というか完成、こちらを見込んでおりますので、7年から建設、それから建物償却資産が課税されるということになりますので、町税全体、こちらでは今年の13億以上の町税収入が見込まれております。令和8年、こちらについては、またそれから約3%程度減収にはなると思われますけれども、令和3年、昨年度以上の町税収入と見込んでおります。

以上です。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 企業の固定資産税に関しましては、いわゆる据置期間がたしか5年でしたか、3年でしたか、ありますよね。その辺のいわゆるギャップがあるかと思うのですけれども、その辺はどのようにお考えですか。

議長（土門治明君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） 鳥海バイオマス発電所様につきましては、助成というか、数年間固定資産税が減免されるということのお話だと思いますけれども、こちらについては減免は見込まれないで、すぐ令和7年からは入ってまいりますので、そのとき約3億円の固定資産税が町のほうに入ってくるというふうに見込んでおります。

以上です。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） ちょっと計算が追いつかなくなっているのですけれども、議会の先輩からは町で一時借り上げ、一借を行うようになったら赤信号だから気をつけなさいよというふうにご指導を受けたことがございます。ここずっと遊佐町の中では一借はなかったかと思っておりますので、ぜひ財政計画に関しましては今後ともよろしくお願ひしたいと思っておりますが、少し議会費のほうの補正のほう、ぜひ12月にお願ひしておりますので、お願ひできればというふうにはここでは申し上げておきます。

少しいわゆる政策的なほうに入っていきますけれども、この質問を考えているときに外部評価委員会も大分何回か開かれておりましたので、その辺の中で恐らく後でその内容については冊子になるか、今はペーパーレスですので、データでいただけるかと思っておりますけれども、何か特徴的な、いわゆる外部評価的な指摘がありましたらお願ひしたいと思っております。それは企画課ということになっていると思っておりますので、企画課のほうには質問という形で、先ほど来春に統合になった、いわゆる廃校となった各小学校の管理について、その辺の計画について、企画課のほうのお考えをお聞きしたいというふうに思います。

議長（土門治明君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えさせていただきます。

まず初めに、お話の中で外部評価のご質問がございました。若干ご報告させていただきたいと思っております。例年外部評価を行ってきておまして、今年度で13年目になるのでしょうか。そのくらい続けてきている外部評価でありますけれども、今年の特徴的なところをお話しさせていただきますと、これまで外部評価委員の皆様、15名の委員の方から評価をいただいていたわけでございますけれども、今年度は女性の委員を増やしたいという思いもございまして、そういった視点でお声がけ等もさせていただいたところではあ

ったのですけれども、最終的に男女の割合で申しますと男性の委員の方が7名、女性が8名ということでございまして、半分以上女性の方から、年代層もお若い方からも入っていただけて評価をいただいたということでございますので、まず今までとは違う視点からご意見等を賜れたかなというふうに評価しております。また、今回の外部評価に当たって、評価シートの一部を変更をさせていただきました。この評価シートの一部を変更したことによりまして、これまでより事業の評価、方向性の理由づけですとか、次年度以降の課題の整理が行いやすくなったといったようなことがこちらでの受け止めをしております。今回外部評価では、総合発展計画の1章から3章までの事業、そのうち外部評価にかけましたのが59事業でございましたので、個別具体的な内容につきましては既に報告書、データで皆様のほうにもお送りさせていただいておりますので、詳細についてはご確認いただければと思います。

続きまして、来年度小学校が統合になるということでございまして、計画的なところというご質問でございました。こちらにつきましては、現在遊佐町小学校空き校舎利活用検討委員会、こちらを令和3年の1月に立ち上げさせていただきまして、様々なご意見をいただきながら基本計画の策定作業を進めておるところでございます。できれば早期にということではありますけれども、10月末、これをめどにして基本計画を取りまとめできればというふうに思っております。その検討委員会の中でいろいろご意見ございましたけれども、閉校後の空き校舎の管理につきましてでありますけれども、令和5年度の年度当初からこういった目的で使いたいといったようなことも寄せられておりますので、関係する各課、係と協議しながら検討を進めているところでありますけれども、空き校舎全体に関わることで申しますと、現在各小学校で使用している備品等ございますけれども、新しい小学校、新遊佐小学校で新年度からすぐに使う備品類につきましては、今年度末に新小学校へ運搬をいたす計画ということ。ただ、年度途中で新小学校に運ぶものですとか、保管が必要な記念品類ですとか、町や町の関係機関で利活用を図るもの、廃棄するもの、そういったものの仕分などについては一定の時間がかかるというふうに想定をさせていただいております。新年度に入りましても、空き校舎には学校関係の備品類が相当数残るといったような状況が想定されますので、主たる用途による活用が図られるまでは校地、校舎全体については当面教育課の管理とするということで調整をしておるところでございます。また、令和5年4月からすぐに使用する必要がある施設ありますけれども、そちらに関しては基本的に使用する課、係で管理を行うことを考えております。現在想定しておりますのは、体育館、グラウンドの社会体育施設としての活用と、校舎の一部を放課後子ども教室、放課後児童クラブで活用したいということが出てきております。閉校してからも各校の体育館、グラウンドについては社会体育施設として地域のスポーツ少年団ですとか、クラブ、サークルなどのスポーツ活動での活用を想定しておりますので、社会教育係による管理となる予定でございます。また、施設利用者の利便性を考えまして、各施設の利用受付は分散をしないで一元化を図りながら行うこと、あとグラウンドの管理ですとか、冬期の除雪等につきましては一部業者等への委託なども視野に入れながら環境の維持を図っていく予定としております。また、藤崎、高瀬、吹浦についてでございますけれども、今の藤崎、高瀬、吹浦については放課後子ども教室、蕨岡につきましては放課後児童クラブを開設する計画でありますので、放課後子ども教室は社会教育係、放課後児童クラブは子育て支援係が担当となります。なお、蕨岡と高瀬につきましてはそれぞれ地区のまちづくりセンター、こちらの機能を移転させまして改築を計画しておるところであります。移転した際の施設の管理体制につきましては、それぞれのまちづくり協議

会と十分に協議を行いながら、空き校舎を活用した新しいまちづくりセンターが地域づくりですとか自治の推進につながるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 各小学校の廃校になった後の管理につきましては、かなり各課横断的に対応しなければいけないというところがあると思います。特に放課後児童教室なのか、クラブなのかでいわゆる所管が違ってまいりますので、その辺は各課のほうでご意見というか、計画がございましたら教えていただきたいと思います。その中で、やはり基本的にまちづくり協議会のほうに移管される部分が多くなるのかなというふうな今のお答えだったと思います。今までずっと町づくり交付金、いわゆる5,000万円が固定されて来ております。ほとんどが人件費というふうになっていきますので、これだけの小学校の跡地、施設及びグラウンドの管理となると5,000万円ですり足らないのかどうか、その辺の対応の仕方、企画のほうでもし今発表できるものがあればよろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長（土門治明君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えさせていただきます。

地域活動交付金の件のご質問ということでございますけれども、この地域活動交付金の位置づけでございますが、遊佐町まちづくり基本条例第29条第2項におきまして、町は自主的な地域づくりや地域の自発的な自治活動を推進するため、地域自治組織に対して地域活動交付金の交付を行うものとする、このように規定をしております。これは、各地区まちづくり協議会が地域づくり活動の拠点として活発な活動を行えるように、町が地域活動交付金の交付を行うことを規定しているものでありまして、地域課題や地域づくりへの取組、現在の情勢を鑑みまして、各まちづくり協議会ですとか、連合組織であるまちづくり協議会連合会、こちらのほうと調整を行いながら事業費、人件費を積算して交付しているものになります。各地区まちづくり協議会の活動拠点となりますまちづくりセンターの施設管理に係る費用につきましては、公共施設であるという観点から基本的には町の予算で対応させていただいております。こちらの考え方といたしましては、地域活動交付金については今後一律に増額ですとか減額をするといったことは想定をしておりますけれども、これまでいろいろな場面で議論されてきたとおり、人口減少、そういったこともございますので、そういったものに伴ってスリムにしていく部分ですとか、新たな地域課題への対応の部分、そういった必要性、そういったものを考慮しながら、各まちづくり協議会との協議に基づいた上で対応してまいりたいと思っております。そういったやり取りの中で、不足であれば追加とか、そういったことも検討しなければいけないかなというふうに現状では思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） そのとおり、地域づくり交付金でしたっけ、正式名を。活動交付金。ですけれども、実際まちづくり協議会の事業に関しましては、各地区のいわゆる住民協力費というのにはね返ってきますので、我々も活動に各集落なり、各住民の一人頭幾らというような形で協力してきておりますので、この辺がまちづくり協議会のいわゆる事業範囲が広がるとなれば、やっぱり町でもそれなりの負担をしていただくと住民にとっても納得できるものであろうかと思っておりますので、その辺はよろしくご協議いただき

たいというふうに思います。

それに関連してくるのでしょうけれども、健康福祉課のほうにもお答えをお願いしておりました。まず最初に、放課後児童クラブ、各地区のいわゆるこれからの取組状況について先にお願ひしたいというふうに思います。予算措置も含めてお願いいたします。

議 長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） それでは、今後の取組ということで放課後児童クラブの関係についてお話ししたいと思います。

今後の放課後児童クラブについては、昨年度検討会というものを開きました。というのは、放課後児童クラブだけではなく、放課後子ども教室の関係もありますので、児童の放課後の居場所づくりということで、各クラブ、各教室のコーディネーターや運営代表者、そして保護者の方を集めて年4回ほど開いたところでありまして。それで確認をしたということでありまして、児童クラブのほうでは内容としましては5年度以降、5年間の中期計画ということでまずそのときは話し合ったわけでありまして、まずは今後利用が増えるということも見込みまして、本当に真に保育が必要な子供はできるだけというか、子供たちがちゃんと保育を受けられるようにということでもまず対応していきたいということで確認をしたところでありまして。もろもろの細かいことにつきましては、今後定期的に会議を開いたり、打合せをしながら進めていくということで、その放課後児童クラブの関係者とは話をしているところでありまして。その中で、特に今問題になっているのは場所の問題というのがありまして、その点につきましては先ほど企画課長からの答弁もありましたように、蕨岡のほうのあそぶ塾につきましては蕨岡小学校の空き校舎を利用して、そちらのほうで放課後児童クラブを続けていくという方向で今進めている段階でありまして、それについて今どのように校舎を直していくかということでクラブのほうと話し合っ、見積りも取りまして、予算どうしようかということで今進めている段階であります。なお、子ども教室につきましては教育委員会のほうになります。

以上です。

議 長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） それでは、教育課からは放課後子ども教室についてお答えさせていただきます。

現在も放課後の居場所づくりということで、先ほどもございましたけれども、学校、家庭、地域協働推進事業の一環として、一部国の財源を活用して、各地区の地域のボランティアの方々が主体となって運営を回している放課後子ども教室がございます。令和5年の4月以降においても、今般児童の放課後の居場所づくりの検討会というものを設けまして、児童クラブの関係者、利用者とも合同での検討会を行ったわけですが、まずは今後も利用に支障のないように現在の運営を継続していくということで決議をしております。当面おおむね中期5か年の計画、方針ということでございますけれども、この間も利用者ニーズを調査を実施しながら実態を把握して、それぞれの課題の解決を図りながら、今後も支障のないように運営していくという状況でございます。

以上でございます。

議 長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9 番（阿部満吉君） 健康福祉課所管の放課後児童クラブ、それから教育課所管の放課後子ども教室、それに子供たちは同じ立場で参加しているわけですので、格差があってはならないと思いますので、ぜひその辺は同じレベルのいわゆる預かり、居場所づくりをしてほしいと思いますので、基本的にどちらが主導権を、主導権というか、統括するような形になるのか、その辺は一緒にこれからいくのだろうと思うのですけれども、ぜひあそこは預けられないとかいうようなことにはならないようお願いしたいというふうに思いますし、今ニュースで盛んにやっているように、いわゆる村営バスに置き忘れて、熱中症で命を落とさせてしまうというようなことは口に出すのも怖い話ですので、そのようなことはないと思いますけれども、ぜひ均一な質の住民サービスができればというふうに思っております。もしその辺で何かありましたらどうぞ。お願いできれば。なければ先に進みます。随分早いですね。

これは、昨日の7番議員からの質問にもございました、いわゆる保育園の統合についてもう少し詳しくお願いしたいというふうに思います。実際今出生が年間60名前後だというふうに思っておりますので、3園運営するにも大変だというふうに感じます。その辺の今後の予定というか、方策についてもう一度健康福祉課長のほうにお願いいたします。

議 長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 保育園の今後の在り方ということで、一般質問でも答弁させていただきましたけれども、全員協議会のときでもちょっと吹浦保育園の関係でどういう状況かというのも説明させていただきました。今後吹浦保育園につきましては、まずは10名ぐらいずつ減っていくだろうという見込みで今のところいるわけではありますけれども、実際もうちょっと確定するのが、10月の保育園の来年度に向けての募集を行うわけなので、その結果を見てどのようなふうになっていくのかをさらに突き詰めて予測をしていきたいと思っております。その結果次第におきましては、保育園の保護者とか、あと地域の人方と話し合いをしまして、継続するのか、あるいはいつ頃例えば閉園になるのかということも……閉園につきましても一つの方針でありますので、それも含めて今後検討していきたいと思っております。

以上です。

議 長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9 番（阿部満吉君） いわゆるスケジュールが決まったわけではないということで、これから検討に入るということですね。改めてお聞きします。

議 長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 今現在決まっているというわけではなくて、募集の結果を見て、そして今後どうしていくかということスケジュールも含めて検討していくということになります。

以上です。

議 長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9 番（阿部満吉君） その募集の結果を見てというのが少し引かかるのですけれども、何か一つの目安というものを持ってこれから調査なさるといことになるのでしょうか。あまりないのであれば、別にそのようにお答え願えればそれでいいのですけれども。

議 長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君）　　まず、今の段階でまだ去年の数字での予測ということでしたので、さらに近い数字を基にして考えていくことというのが一つありまして、あと参考になるのが平成19年度に菅里保育園閉園したときは園児数は30名ということでありました。それも参考にとということにはなるかと思えますけれども、今後検討していきたいと思っていますところでは。

以上です。

議 長（土門治明君）　　9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君）　　いわゆる30名を下回れば、少し統合的なものも考えていかなければいけないというような考え方はですかね。分かりました。せっかく教育課のほうからもお話をいただいたので、ちょっとこれはただ聞いていただければありがたいのですけれども、子供たちのいわゆる放課後の過ごし方ということで、体育館等々に集まってくるような子供たちが多々あるというふうにお聞きしましたけれども、いわゆる実費徴収があるということで、50円とか100円とかちっちゃいお金なのだろうけれども、恐らく子供たちにとってはそれでさえ大金なのかなというふうに思いました。これから子育てしやすい町を続けていくのであれば、その子供たちからの実費徴収というのも少し免除の方向で考えていく必要があるのかなというふうに保護者の方からもご意見いただいておりますので、この辺は情報をつなげるという形になりますので、ぜひ検討いただきたいというふうに思います。

そういう意味で、実は一番健康福祉課のほうにお願いしたいのは、現在福祉タクシー券ということで酒田へもタクシーに乗って行けるような状況にはしてもらっております。でも、なかなかそれも実費の部分が高齢者のほうにかかってくるので、デマンドタクシーの酒田への乗り入れというのを、いわゆる酒田市が中心都市宣言してから大分たつわけで、もう少し酒田と遊佐と飽海のちょっと……いわゆる協力体制というものを今後とも考えていただきたいというふうに思いますので、これは提言になります。ぜひ今こうして……お答えを求めるわけではございませんけれども、これから高齢社会の中で酒田への通院がかなりの負担になっているところもございまして、この辺は要望して私の質問は終わりたいというふうに思います。

サイン出さないですみません。では、健康福祉課長、よろしく申し上げます。

議 長（土門治明君）　　先ほどの町民課長の町税の説明につきまして、追加の説明が申出ありましたので、後藤町民課長より追加の説明をお願いいたします。

町民課長（後藤夕貴君）　　先ほど大変言葉足らずで失礼いたしました。町税ということでお答えをいたしましたわけですが、税額については先ほど申し上げたとおりの収納となると思います。ですが、産業課のほうで指定事業奨励金という交付がございます。これは、固定資産税の相当額を奨励金としてお出しするというので、土地の分は4年分から5年間、それから建物については7年分から5年間ということで奨励金の交付となるということでご承知おきいただきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（土門治明君）　　これをもって、9番、阿部満吉議員の一般質問を終わります。

10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君）　　それでは、私からも一般質問させていただきます。今日の朝テレビを見ておりましたら、「グレートトラバース」という番組がありまして、今日鳥海山に登る番組でありました。2020年

の4月ということではありますが、鳥海山の気候に翻弄されて前編終わっております。あした山頂に登る映像が流れるのかなというふうに期待をしているところでありますが、新聞を見ると女性の登山者が1人行方が分からないという記事が載っておりましたので、大変安否を気遣うところであります。無事に下山してくれればというふうに願っております。

それでは、私からはスクールバスについてということで、昨日5番議員からは高所大所の部分で教育課に質問されておりましたので、私は少し足元の部分をお聞きしたいと思います。それでは、来年度4月に開校予定である、新遊佐小学校は児童数457人でスタートする見込みとなっております。新しい学校に胸躍らす児童、また急に大勢の児童の中で戸惑いを覚える児童もおるかもしれませんが、これまでの新校開設準備委員会などのご苦勞もあり、順調に進んでいるのかなというふうに考えております。旧といたしますか、現在の遊佐小学校の児童数は179人で、登下校のスクールバスは広野線1路線1台となっております。通年を通じては23人、冬期間が4名でありまして、それを踏まえて27人が利用しておりますが、統合に伴い1路線から10路線に大幅に増便されることになっております。利用児童数は、冬期を含めて323人というふうに見込んでおります。児童数の70.7%に当たります。そのことから、町でも既存の町道を6メートルから現在小学校の北側の土地を1メートル拡幅して、7メートル拡幅工事、全延長が約160メートルほどと聞いております。これは、入っていく県道の幅と同じく7メートルにするという予定だと聞いております。現在工事がなされております。大変水が多く出る現場でありまして、大変工事も苦勞しているというような雰囲気ございました。まずは当然ながら徒歩で通う児童、そしてやむなく行われる保護者の児童の送迎の自家用車、そしてまた増員される教師、それから職員の車両など、現在では決して広くはないのでありますが、大幅に関係車両が増えるというふうに見込まれております。この関係車両の多くが小学校に隣接する県道、町道に集中するわけでありまして、やはりなかなか今までにない交通の朝の集中が見られることになると思います。大型バスも交差する路線になります。登下校の子供たちの安全、それを十分に考えるというのが当然求められております。そしてまた、隣接する下吉出地区、それから境田地区の住民等についても特段の配慮が必要かなというふうに思っております。やはり大型バスは一定のところを通りますが、送迎のご父兄の自家用車となれば、それを避けながら狭い小路に行く可能性もございますので、周辺自治体といたしますか、集落には特段の配慮が必要というふうに思っておりますので、これらを含めてどのような対応なされるのか伺って、壇上からの質問とさせていただきます。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） ただいまは、10番、高橋冠治議員よりスクールバスの安全等についての質問をいただきました。地権者から貴重な田んぼを譲っていただいて、バス転回できる場所、駐車場と、そして道路の拡幅もできるということ、本当に協力された皆さんに感謝を申し上げたいと思っております。新校開校に当たってのスクールバスの運行方針については、各小学校及びPTAの皆さんからご意見を伺いながら、安全でスムーズな運行に向けて新校開校準備委員会のPTA部会において検討し、小中学生の混乗やバスルートの変更など様々な状況をシミュレーションして、最も安全で合理的な方法について協議していただいたところであります。その結果として、新校開校準備委員会において路線、乗降場所を決定し、以下の運行方針で対応することとしております。1つ目として、スクールバス乗車方針については、遊佐小学校以外の4校の児童については全員バス通学とする。2つ目として、現在の遊佐小学校の児童は基本的

に現在のバス乗車範囲とする。ただし、旭ヶ丘、野沢、舞台地区の児童は冬期間のみバス通学とするとなっております。スクールバスの路線の再編については、スクールバスの乗車方針に基づき、現行の9路線を基本として、児童生徒の乗車範囲に対応した12路線に再編するとなっております。新路線の運行開始時期については、新路線の運行開始は令和5年3月19日、いわゆる冬時刻表から夏時刻に切り替わる小学校の卒業式後を予定しております。また、新路線の運行に向けて、バス運転手の運行ルート研修を行い、小学校児童のバス乗車練習及び乗車指導を行うこととしております。令和5年度の運行に向けてのこの間、路線増に対応するため、バス2台を新規に購入させていただきましたし、今後スクールバスの運転手の増員も行う予定であります。また、9月20日には、遊佐小学校を会場にして実施する交通学習の際に現児童が最寄りのバス停から乗車いただく試運転、いわゆる乗車練習を予定しております。この試運転において、運行時間等について確認し、運行に当たっての課題等を検証していくこととしております。あわせて、この試運転の際には区長、見守り隊、保護者の皆さんからも自宅からバス停までの見守りとバス乗車の仕方の見守りをお願いしているところであります。この試運転については、3月、4月にも実施予定としております。

このほかに、遊佐町において児童生徒が安全に通学できる通学路の確保のために、平成28年に教育委員会、地域生活課、総務課が事務局となり、遊佐町通学路安全推進会議が設置されております。この会議は、国道、県道、町道の運転管理者をはじめとして、警察関係者、学校関係者、総務課危機管理係、教育委員会などの関係機関が相互に連携、協働して、通学路の交通安全確保に向けた取組を推進することを目的としております。そして、その関係機関が集まり、町内の学校ごとの通学路の危険箇所を把握し、協議して、危険箇所がある現地に赴いて合同点検を実施しております。新校開校に向けて、遊佐小学校以外がスクールバス通学になることにより、自宅からバス停までのルートにおける危険箇所の把握も必要になってくると想定されます。学校、地域の皆さんから情報をいただきながら、この会議にも活用し、危険箇所の解消に取り組んでいきたいと考えております。

新校開校に当たって、遊佐小学校内のバスの乗降スペースにおける安全対策の実施、また校舎北側の町道の拡幅工事等を実施しながら安全確保を努めていきますが、徒歩通学の野沢、境田集落の児童と通学時間が重なることも想定されております。この場合においても、境田集落、遊佐地区の見守り隊からのご協力をいただきながら対応していきたいと考えております。子供たちが安全に登下校することができて、また保護者の不安を解消し、毎朝安心して学校に送り出すことができる環境を確保していくために、地域や関係機関が一丸となってさらなる協議を重ね、子供たちの安全、安心を最優先とする環境の整備に取り組んでまいります。

以上であります。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） まずは平成28年から遊佐町通学路安全推進会議なるものを立ち上げ、今の既存の小学校のまずは通学路等の安心、安全を確保してきたということで、非常にありがたいことだなというふうに思っております。新しい小学校、7割強がスクールバスというふうになります。一番心配といいますか、状況が変わるといのは朝の通勤、通学時間帯にちょうどこちらから行くと境田集落に入る町道が非常に、それから右折、左折する県道がやはりそれなりに混むのではないかというふうなことが推定されま

す。まず、1台から10台になると。物理的に10倍といえば10倍なのですが、かなり窮屈な部分になるのかなというふうに思います。町道6メートルを今1メートル拡幅しながら、遊佐小学校の敷地内に道路を広げているところでもあります。中型バスが10台、大型バス3台、これがスクールバスの今予定する機種の大きさであります。中型、大型の車幅といいますと2.5メートルあります。擦れ違うとそれだけでも5メートル、バックミラーが出ておまして安全を確保すると、路肩1メートルを確保すると、路肩は50、50しかそれでもないというような状況であります。片や脇は小学校の敷地であります。片や北側は境田集落のもう住宅に沿う形で、あそこが大型バスが擦れ違うということになります。その中に子供たちが入る危険性もあるということで、やはり危険性を少しでもなくするような手だてが必要かなというふうに思っております。大型バスになると、長さが12メートルということになります。当然幅、中型バスも、大型バスも2.5メートルでございますので、今予定しているバスの13台がほぼこれに当たります。まずは町道も含めて、県道7メートルであります。やっぱりそこから出入りするというのは非常に気をつけなければいけないというふうに思います。先ほど町長言ったように、徒歩の子供たちもそこに含まれてきますので、細心の注意が必要かなというふうに思います。今の拡幅工事の現場に行ったところ、入り口の曲がり方を拡幅して広げるという話でありました。そのような工事を含めて、安全を担保するのだという話であります。それで本当に安全を確保できるのかなというふうに思っておりますので、当然町としては細心の注意を払い、それから9月には試験運転をするのだという話でありましたが、まだそのときは拡張工事はできておりませんので、それらを含めてどのような対応をしていくのか伺います。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

ただいま一般質問をいただきました。いわゆる開校時における通学安全対策という点では、本当に特に大きな配慮が必要というふうに当初から捉えておまして、したがってこれまで通学路、スクールバス運行計画の検討に関しても地域の声を受け止めながら、幾度も学校へ直接説明に回ったり、共有を密にしながら進めなければならない点もたくさんありましたけれども、開校準備委員会PTA部会で段階を踏んで、丁寧に、丁寧に議論を取り交わしてきたというところでもございました。そこで、登下校時の安全対策という点では、様々な観点から対策を練らなければならないというふうに私どもも認識をしております。バス通学に係る児童が多くなるという点でもありますので、一つは平成28年から設置しております通学路安全推進会議ということで、先般8月の下旬にも実施しましたけれども、改めて国、県、警察署も交えた関係機関が連携をして、継続的に安全対策を講じながら、またバスに乗るまで、降りてからの危険性はないか、実際バスの試運転の際にも現状をしっかりと確認はします。開校後においてもそうですけれども、新たな課題、危険箇所について検証しながら、この推進会議においても組織を挙げてしっかりと善処していきたいというふうに考えております。

また、町道拡幅工事についてのお話がありました。やはり現在バス12路線に再編し、小学校が乗る児童のバス路線が10路線となる予定です。これによって、町道境田線をバス通行する予定ですが、現状の町道幅6メートルから7メートルというふうに、大型バスが交互通行できる規格というふうに工事を進めております。また、県道と町道の接続部分につきましても、これまで見通しが悪く、反対車線にはみ出さないと左折が難しかったところが、隅切り部分をボックスカルバートで延長することで反対車線にはみ

出さず左折、右折できるようにも改良予定としておるところでございます。また、毎日のように校長先生、教頭先生も登校児童の様子を見ながら立哨もしていただいておりますけれども、やむなく送迎される場合などにおきまして、やはり安全性の観点という点から、各保護者には体育館前駐車場の利用をお願いする予定としておりまして、この点についても今後しっかりと周知の徹底を図っていきたいというふうに考えております。なお、徒歩通学の児童、これにつきましても境田集落、下吉出集落も含めて、やはり遊佐地区の見守り隊の方々、地域の方々、保護者の方々からもご協力もいただきながら、安全管理に努めていきたいと、周知も含めてですけれども、様々な観点から安全対策を講じていこうというふうに計画をしております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 保護者の送迎を体育館前の駐車場に指定するというので、まずはその辺はいいのかなというふうに思っております。ただ、右折の場合、あそこで車がたまるというような、たまれば後ろにバスがたまるというような、後ろは橋でありまして、渋滞が起こるやに心配するわけではありますが、まずはこの駐車場を含め、道路の拡幅を含め、その安全対策にはかなりの予算を投じております。東側の駐車場、先般の臨時会で可決になりましたが、それを含め、パイプラインの移設、これは非常にお金かかっております。今の町道拡幅2,000万円ほど、既存の予算では3,000万円ほど見ておりましたが、2,000万円ほどでできるという話でありました。まずはそれらに対して、町としてはやはりできるだけの対応は物理的にはしているのかなというふうに思います。ただ、先ほどの町長答弁にもありましたように、やはりマンパワーで子供たちの安全を支えていかなければいけないというふうに思います。当然スクールバスのバス停までの送迎と、それから乗り方も含めてやはり見てやる必要はあるのかなというふうに思います。そこで、まずはスクールバスの運転手さんも増員するという話ではありますが、今の現状でいくとたしか1週間置きにコースを変えて、運転手さんがローテーションを組みながらやっていると認識しておりますが、それで間違いないのでしょうか。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

スクールバスの運行につきましては、配車管理資格のある職員が1週間ごとに運行計画を立てて、ただいまご質問のとおり、路線ごとに1名運転手を置いて運行をしております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 路線のこういう話があって、同じ人が同じ路線だと不公平になるというような話があって、やはり長い区間と短い区間、そしてそうなれば出勤時間帯も変わってくるということで、運転手さん方がローテーションを組みながらコースもローテーションしていくということで私は承知しておりますが、それ間違いないのですか。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

コースもローテーションをしていくということの意味を含みます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） まずは乱暴な運転手さんはいないわけで、とにかく子供たちの安全を確保する運転に努めているということでもあります。ただ、先ほど9番議員も言った痛ましい事故というのは起きるので、それらスクールバスの事故事例を見てもとほぼとほぼもらい事故です。なので、スクールバス大きいので、ぶつかってきた車のほうが被害が大きいというのがとほぼとほぼです。事例をずっと見てもとほぼとほぼ。だからといって、安全だというふうには言えません。それなので、当然集中するわけなので、一番狭いところに2.5メートルの2台が交差するというのが自分の想像からすると非常に窮屈なのかなと。それにバックミラーがあって、校舎と道路の仕切りはない。校舎の土地すぐ、あとは道路なのです。前から不思議に思っていたのですが、どこから道路で、どこから校舎の敷地だみたいところが前もあったのです。よく考えてみますと、ほかの小学校を見ますと、前にグラウンドがあって、フェンスがあって、直接道路には出ないようにしている小学校、前に川があって当然出れない小学校、そしてしっかりした花壇等があって、前にすぐ出れないような小学校あって、そんなような立地の中でありました。ただ、何で遊佐小学校だけが、北側なのですけれども、児童がそんなにあそこで遊ぶとかはないのですが、敷地と道路が一体化したような今造りです。そして、なお傾斜がついています。小学校のほうから道路にある……前は1メートル延びていたんで、ところが今傾斜がきつくなるのだそうです。考えてみると、我々都会といいますか、都市部の学校でいいますと必ずフェンスがあって、フェンスがつくものだと思って、工事の人方にここにフェンスつくのですよねと聞いたら、いや、前と同じでつきませんよという話でありました。それがあったから、ないから、安全だ、安全でないとは言えませんが、そのように私は思ったところでもあります。この辺をお聞きしてもなかなか返事は出てこないかなというふうに思いますが、一言どうぞ。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

今ちょうど拡幅工事を実施しておりますけれども、基本的には外見的にこれまで同様の形になるかというふうに計画をしております。置き蓋式の側溝を境界として、教職員の駐車と、やはり食材搬入車の車も乗り入れするというのも考慮しておりますので、車1台分が停められるスペースの確保もしておるといところでございますが、これまでのところ子供たちの危険性については特にございませませんが、なお一層その辺りも含めて安全管理に万全を期したいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 万全を尽くすということで、万全を尽くす、当然であります。この間議員方にも、遊佐中開校30周年記念ということで式典があるのだということでもあります。はや30年になったのかなというふうに思っております。あのときにやはりスクールバスというものが登場したといいますか、その前に若干ありましたが、あのときは8路線で始まっています。後に9路線になったという、小学校含めてですが、そういうふうになっております。あのときは、開校当時、中学校全校数739名、今250名です。33.数%で、ちょうど3分の1になりました。前回私が一般質問、平成30年の6月に一般質問したときには311人で40.2%だったはずで、このように児童数はかなり下がっていくという様子を見ておりますが、統合して

からの3年ぐらいはほぼ児童数も変わらないというような見込みでおりまして、よかったなというふうに思っております。当然児童数が少なくなっても、路線数、それからバスの台数は変わらないということになろうかと思えます。なので、まずは出発、初めが大事だというふうに思っておりますので、住民、地区の区長さん含めて、安全協会の皆さん含めてマンパワーで何とかしていただきたいというふうに思っております。まず、そのことを含めて、地域で子供たちを育てていくという意味にしてもお願いをしていくべきだというふうに思います。

そして、少し話はそれるのでありますが、現在のスクールバス、まだ来年の3月中までは現在の路線でいきますが、藤崎小学校、スクールバスの乗車に関して、地域の皆さんから下校時、登校時に旧国道に降り子供たちが学校まで歩いていくのだけれども、何でしょうかねという話がありましたので、そこはどのような形になっているのか伺います。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

今年度に入ってから、地域の見守り隊の方からお声をいただきました。藤崎小の児童が乗るスクールバスでございますけれども、現在バス通学においても2路線を走っております。今は路線の進入幅を考慮して中型バスで運行しておりますけれども、乗降場所としては藤崎小学校行きの場所2か所あって、1つは藤崎小学校の敷地の中にございます。もう一つは、入り口の県道のところにございますけれども、これにつきましては2路線があるということで、1つは路線の違い、それから運行計画、時刻表の違いによるということにはなるのですけれども、南山方面から来るバスは県道のところで、それから福増から来る方向のバスは学校敷地の停留所ということに乗降場所になっております。この辺り、同じく学校の停留所にできないものかというようなご意見もありました。これにつきましても、実態も確認をさせていただきました。なお、聞き取りもしました。なお、7月、夏休み入ってからも9月に予定されている試験運行の計画もありましたので、事前に運転手のほうでバス路線を走っての運行をしているわけなのですけれども、現在のところ左折部分という点では非常に夏場でも左折するにぎりぎりだということで、また冬場になりますと雪の影響でやはり困難を極めるということでございました。また、学校までの到着するまでが坂道になっておりまして厳しいものだということで、試験運行の段階でも確認をしております。ですので、1つは路線の違いというところでもありますけれども、どうしても物理的に至らない点も出てくるなというふうに思っております。やっぱり運行の安全性、リスク、事故リスクの回避という点でも、少しでも子供たちの安全リスクを少なくするよう、どうしても物理的に至らない点は人的な体制、見守り隊の方々からのご協力も得なければならないなというふうに感じております。その点につきましては、ご意見をいただいた方にもご説明をさせていただいております。なお、令和5年度からは、学校前のバス停留所に向けて放課後子ども教室、今後開設を利活用でその場所を使っていく予定としておりますけれども、放課後子ども教室に向かう子供たちはその学校の敷地内の停留所に降ろすという形を計画しております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 一般道から乗る格好、私のいつも見ている蕨岡小学校も県道の学校の前にバス停がありまして、そこから下校時は子供たちが乗るのですが、幅広い歩道があって、県道もかなり広い、そ

うというような状況の中で一般道からバスに乗っていくというようなものです。ただ、藤崎小学校の場合、旧道非常に狭いです。それで、バス停の周りも狭いです。雪が降るともっともっと狭いです。あそこからまた子供たちが雪の山ができた細くなった町道を学校まで入っていくと。見るからにやっぱり危険だなという住民がおりまして、何とかしてほしいなという話も教育課長には話は通っているということでありましたが、もうちょっとの我慢といえれば我慢なのですが、やはりその辺の乗るところの……すぐ道路あって、あと後ろは一般の土地です、あそこ。一般の土地なので、少しここを幅広く使わせてくださいとか、そのようなお話はしているのか、ただ道路の路肩にずっと子供たちを並ばせて動くなよというような指導なのか。やはり子供たち、動くなよと言われても動くので、多分あそこから小学校まで行く間に整列して、一二、一二と行くわけではないのだと思います。それなので、見ている地域の人もちょっと早く歩けやと言いたくなるような、そんな雰囲気なのかなというふうに思っておりましたので、なお一層地区住民にお願いするなり、学校との連携をして、残りの期間安全にしてほしいなというふうに思っております。再度伺いますが、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

その歩き方という点につきましては、学校とも連携を取りながら、登下校指導のほうは再度させていただきたいと思ひますけれども、先ほどご発言の中でもマンパワーをとということでも言っていました。その点につきましては、やはり子どもも保護者をはじめ、地域の方々からも見守り活動のお願いをする方向で、特に見守り隊の方々からは統合後も各バス停までとバス停に着いてからの見守り活動をお願いする方向であります。8月25日に開催しました開校準備委員会総務部会の中で、まちづくり連合会の皆さんから地域で子供たちを守ることが基本なのだと、バス停のつくりもそれぞれ道路事情などによって違いもある。冬はバス停の除雪の問題もあるのだと。まずはバス停までの課題などを出していかなければならない。地区の実情を話し合つて、バス停までの課題を出して整理していかなければならないという、ある意味頼もしく、ありがたいお言葉をいただいたというふうに捉えております。このような地域の方々の子供たちを思う、そんな思いも大切にしながら安全対策を講じていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） まずは新校準備委員会2月に開催して、それからなかなか開催できない状況であります。しかしながら、教育委員会しっかりしてござりまして、その辺は連絡を密にしながらやっているという話でありました。まずは状況が変わります。新しい小学校の周辺、非常に車が混むような状況が考えられます。まずは、安全にはこれでいいということではございませんので、我々も気をつけながら子供たちを見守りたいと、そんなふうに思つて私の質問はこれで終わります。

議長（土門治明君） これにて10番、高橋冠治議員の一般質問を終わります。

3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 第560回本会議、一般質問最後となりました。町長は、本会議の最初のご答弁で、8月3日からの本県における大雨等の被害についての発言がありました。私は、昨年9月、第549回定例会一般質問で異常気象等に関する質問をいたしてござります。その内容は、気象変動に関する政府間パネルI

ＰＣＣ第６次評価報告書で、気候の現状は人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。大气、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れている。継続する地球温暖化は、世界全体の水循環をその変動性、世界的な季節風に伴う降水及び乾燥現象の厳しさを含め、さらに強めると予測されるというものでありました。残念ながら、その予測のとおりは今現在なっているような状況です。パキスタンでは、国土の３分の１が水没したという報道です。この３分の１のパキスタンの面積は、本州と四国を合わせたほどの広さだそうでございます。我々は、それら自然災害に備えなければなりません。

さて、当町の広報ゆぎ、お知らせ８月１５日号に私有地から道路上に張り出している枝木についてという内容の協力依頼が掲載されております。内容は、私有地から道路上に張り出している枝木は土地所有者の方に剪定や伐採をお願いしています。町道に隣接する山林などから道路上に枝などが張り出して、特にこの時期になると自動車などの運行の妨げとなり大変危険です。つきましては、枝木等の剪定や伐採へのご協力をお願いします。これは安全の確保上、当然の協力依頼でございます。さらには、鹿児島県曾於市の高岡小学校という小学校で、８月９日、木の下で芝刈りをしていた校長先生、５７歳の女性の校長先生だそうです。この方が、折れた枝の下敷きになり死亡したというあの悲しい事故が発生しております。

これらを踏まえ、当町町有地における樹木等の管理状況についてお尋ねをいたします。各課所管施設内の樹木管理状況をお伺いいたします。

アとして、各種公園内の樹木及び草花等の管理。

イ、各学校等の樹木及び草花等の管理。

ウ、まちづくりセンターの樹木及び草花等の管理。

エ、ゆうすい等福祉施設の樹木及び草花等の管理。さらには、これら管理に要する予算措置等についてもお伺いをいたします。

次に、今後の情操教育の方針という観点からご質問いたします。「躍動」する遊佐っ子１０か条、これは２０１５年１１月に青少年育成協議会において制定をされております。さらには令和２年度、優れた「早寝早起き朝ごはん」運動として文部科学大臣表彰を受けていると存じ上げております。内容については、「はい」の返事と明るいあいさつ、２、心こめ、日課のひとつ手伝いを、３、勉強は自ら進んでいねいに、４、体を鍛えいい汗かこう、５、読書の時間を大切に、６、思いやる心で広げる友達の輪、７、ルールを守って安全・安心、８、メディアとは上手に付き合い時間を確保、「ありがとう」いつも忘れず明るい家族、１０、夢をもち、今日も元気ががんばろう。以上でございますが、勉強という文言が出てくるのは３番だけでございます。それ以外は、全て情操教育的な１０か条の条文ではなかろうかと思っております。この１０か条につきまして、土門新教育長はこれらを踏襲されるのかお伺いいたします。

さらに、７月１４日の新聞報道によりますと、ローカルかつグローバルな視点の必要性を説いて、子供たちが自分のやりたいことを貫ける環境を整備していくと言葉に力を込めて……新教育長さん、新聞紙上に載っております。この自分のやりたいことを貫ける環境整備ということについて、具体的なお説明をお願いしたいと思います。

以上、壇上からご答弁よろしくお伺いいたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 9月定例会最後の質問者であります3番、佐藤俊太郎議員に答弁をさせていただきます。

町有地における樹木等の管理の状況についての質問でありました。町が所有する財産については、不動産などの公有財産、物品、債権、基金に分かれており、公有財産についてはさらに行政財産、普通財産に区分されております。ご質問の公園や学校、まちづくりセンターは、公用または公共用に供し、または供することとされた行政財産であり、各所管課で管理をしております。そのうち、指定管理制度を採用している施設については、指定管理者による管理をさせていただいております。普通財産である町有地を利用しているゆうすい等については、町と賃貸借契約等を締結して借り受けているため、それぞれの借受け者が管理をすることとなっております。管理手法としては、それぞれの施設の職員が直接管理したり、町や指定管理者等が事業者へ委託する場合、地域の方々やPTA、各種団体などによるボランティア、学校では校務員さんが管理する場合など、各施設において状況に応じて対応しております。また、危険木の伐採など、予算的にも、規模的にも各施設で対応できないものについては、町の予算で直接対応する場合もございます。

2つ目の質問でありました今後の情操教育方針はということで、教育長に対する質問が主なものと思われませんが、私からまず最初に子供の生活環境づくりは社会全体の問題として子供たちの生活リズムの向上を図っていくために、平成18年に「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が発足し、文部科学省と連携し、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進してきました。遊佐町青少年育成協議会では、乳幼児から高校生までを対象として、学校、家庭、地域で基本的な生活習慣を身につけることを目指し、国民運動を独自に改良した「早起き・朝ごはん・躍動・早寝」運動として、躍動する遊佐っ子10か条を制定いたしました。この運動の推進のために、庁舎に掲げた横断幕や立て看板をはじめ、「躍動」する遊佐っ子10か条のチラシの全戸配布や、町内小中学校や各施設等でポスター掲示を行っております。また、小中学校から「早起き・朝ごはん・躍動・早寝」運動の標語を募集し、優秀作品を遊佐町子育てフォーラムで表彰し、学校や各まちづくりセンター等で掲示し、啓発を行っております。「躍動」する遊佐っ子10か条の第1条、「はい」の返事と明るくあいさつにもあるように、基本は挨拶からと考え、令和2年度から遊佐中学校、遊佐高等学校で青少年指導員による挨拶運動を開始しております。各学校の昇降口でいじめ防止標語が印刷されたティッシュを手渡し、生徒一人一人へ挨拶をしながら生徒たちの表情を観察し、声かけをすることにより、子供たちの安心感につながるよう配慮させていただいております。これまでの町の取組が評価され、令和2年度に優れた「早寝早起き朝ごはん」運動として文部科学大臣表彰を受賞しました。今後も学校、家庭、地域で「早起き・朝ごはん・躍動・早寝」運動に取り組み、乳幼児から高校生の基本的な生活習慣を身につけられるように、大人が手本となって取り組んでまいりたいと考えております。

今後の情操教育に対する残余の答弁は、土門教育長より答弁いたさせます。

以上であります。

議 長（土門治明君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） ただいまの町長の答弁に補足をした感じで、詳細について私のほうから、最初の1番目の町有地における樹木等の管理状況のアの部分についてご説明をさせていただきます。

アの各種公園内の樹木及び草花等の管理ということでございますが、町内の公園には地域生活課が管理

しております都市公園及び河川公園が12か所、その他健康福祉課が所管します児童公園3か所、産業課が所管しております農村公園5か所がございます。都市公園、河川公園、児童公園につきましては、それぞれ日常的な管理、植栽の管理や草刈り、トイレ清掃などにつきましてですが、公園ごとに地元集落、管理組合、シルバー人材センター、業者等に委託しております、農村公園につきましては地元集落の管理となっております。枯れ木や倒木の処理対応につきましては、先ほどの答弁にもありましたとおり、それぞれ各所管課で対応しているという状況です。予算措置につきましてですが、樹木の管理ということだけではなく、様々な維持管理全般の委託料ということになります、地域生活課所管分で約654万円、健康福祉課所管分で約30万円、産業課所管分につきましては地元集落から修繕等の依頼があった場合の対応分として22万円となっております。

以上であります。

議長（土門治明君） 土門教育長。

教育長（土門 敦君） ただいま町長より残余の答弁とありましたので、私のほうから申し上げさせていただきます。

初めに、「躍動」する遊佐っ子10か条は、2015年に制定するまで多くの英知を結集した内容と承知しておりますので、私は踏襲する考えであります。特に大人が率先して取り組み、手本を示すことが子供の健全育成の近道であると考えております。今後の情操教育の方針につきましては、特別な教科道徳を要として、学校教育全体を通して醸成していくものと考えております。「躍動」する遊佐っ子10か条の6番目に、思いやる心で広げる友達の輪とあります。遊佐町民の長所は、優しく、謙虚で、思いやる心であふれているところだと思っております。これは、リーダーを支えるフォロワーシップの姿勢が素晴らしいと言えることが根拠です。そのため、最近では互いの違い、多様性を認め合う寛容性や関係性が確実に育ってきているように見受けられます。また、情操教育を宗教教育の視点から見ますと、教育基本法15条には寛容な態度で一般的な教養及び社会的地位は尊重されなければならないとあり、特定の宗教教育や宗教活動は禁止されています。法律にも、多様な考え方を認め合う姿勢は尊重されなければならないという意図が読み取れます。今後は、優しい人柄の町民性に加え、自分なりの考えを持ち、互いを認め合う中で議論を尽くし、一人一人がアイデンティティーを確立していくことが可能であると考えております。

次に、子供たちが自分のやりたいことを貫ける環境を整備していくについて具体的にご説明申し上げます。教育は、将来、未来に向けて種をまく大きな役割を担っていると考えております。子供たちにとって毎日の授業が分かる、できるものであれば、学校生活は楽しく、充実したものになることでしょう。ただし、授業の中でも興味関心の度合いはそれぞれだと思います。好きな教科をさらに伸ばしてみたいと思う子どもいれば、教科以外の学校生活で関心を示す子供もいると思います。一方で、学校とは直接関係のないことに興味関心を持っている子供もいるはずです。私は、まず先生方にはやりたいことが多岐にわたる子供たちの声や気持ちに寄り添い、耳を傾け、共に考えていく関係性であってほしいと願っています。このことがやる気のスイッチをオンにするきっかけになり、ひいては将来に向けたモチベーションや進路選択の一つとなっていくことが自分のやりたいことを貫ける環境整備の第一歩になるのではないかと考えております。今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） るるご答弁ありがとうございます。まず、樹木管理の件についてお尋ねをいたします。

町長答弁で、町の財産であるというご答弁がございました。当然それは町の財産だということを私も認識してございます。それで、町の樹木に関しまして、ちょっと私の見解を申し述べさせていただきますと、いつの日か目的を持って人間によって植えられた財産的価値を有するものであると。それが、現在危険木として処理されたということもあったように記憶をしております。なぜ私が今回この点についてのご質を提示したかと申しますと、私が通るとある町有地の樹木が非常に大きく育っておりまして、もちろん歩道上に覆いかぶさっており、なおかつ電線に接触している部分も一部ございました。壇上でもお話ししたとおり、今般非常に自然現象が厳しく、一朝台風等の被害があれば電線の破断につながる可能性もあるという認識で、やはりこれはそのまま放置をしておいてはいけないうのだろうということで質問をいたしました。ところが、数日後そこを通りましたところ、その樹木はなくなっておりました。これは、教育課長にお尋ねします。具体的に申し上げますと、遊佐小学校のすぐそばにある巨大な樹木、私の数えたところでは4本だと思います。これは、多分危険だという判断の下に撤去をされたという理解をしていますが、非常に残念に私は思っております。なぜ残念かといいますと、先ほども申しましたとおり、いつの日か目的を持って植えられたわけでございます。その植えられた目的、これがどのようなものか推し量ることは今となってはできませんけれども、やはり植えた樹木については学校に限らず、全てやはりこれは管理をしなければいけないのだと思います。なぜかと申せば、樹木はこれは生きている限り自然の摂理で成長するのです、これは。木として一生懸命生きてきたのに、人間がこれは危ないということで切ってしまう。果たしてそういうことが私は許されていいのかなということを感じるわけです。物言わぬ動植物に対する人間の配慮、やはりこれは人間ならではのことでありますから、配慮をしなければこれはいけないのだと思います。私に関心を寄せている思想、日本古来から神道、仏道、いろいろございますが、神道で言えば八百万の神、教義はございませんが、全てのものを大切にすることを守ってきておりました。それが人間の……私から言えば動植物に対するあまりにも慈悲のない仕打ちでないのかという疑問を抱くわけです。情操教育という面からいって、植えたのだけれども、邪魔になれば切られるのだ、邪魔になれば切ってもいいのだ、そういうふうにお子さんがいてもこれは不思議ではないと思います。私は子供ではありませんけれども、私はその場に対応とすれば、やはり切らずに何とかならなかったのかというふうを考えております。今地球温暖化を防止するためにはどういふことをするか。先ほど教育課長、ボックスカルバートのお話しされました。高速道路上のボックスカルバートに小学生が松の植林をしております。これもやはり情操教育の一端だという考えでもありますけれども、やはり地球温暖化に我々がどんなことができるのかということも考え合わせれば、これは当然植林をして当たり前、しかし木を切っても当たり前というふうには私は思いたくないのです。教育長、昨日西遊佐の小山崎遺跡の保存について視察に行ったというお話ございました。そこ行く途中に何かお気づきの点ございませんでしょうか。

議長（土門治明君） 土門教育長。

教育長（土門 敦君） それについてはすみません、樹木についてですか。

（「そのとおりです」の声あり）

教育長（土門 敦君） 老木が増えたなという感じはしましたが、特に顕著なものは記憶にございません。

議 長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3 番（佐藤俊太郎君） これは大変失礼かもしれませんが、当然かもしれません。しかし、私はある目的を持ってその場所に行っております。意識を持って見ないと、人間の目に入ってもそれがどういふことなのかということ認識できない。人間工学で人間の認識や認知機能について、私ほんの少し学びました。本来注意をすれば見えるものが、無意識に意識しないであると見えないのです。これが我々人間の目であるというふうに言われております。私は、以前交通事故関係の仕事をしておりました。見えませんでした。あっと思ったらもうぶつかっていました。そうなのです。人間の目ってそういうものなのだと私は思っています。しかし、それでよくない場合もあるわけです。先ほど9番議員、10番議員も触れましたけれども、静岡県の歓送迎バスに置き去りにされた。意識を持って、後ろを振り返って確認をするという意識があれば、これはもう見落とすわけがないのです。つまり意識をしないことによって、こういう不幸な事例が発生をしたという事実はもう事実としてあるのです。ですから、我々は必要な場合には必要な意識を傾けないと見落としてしまうのだということをやはり知っておくべきであろうかなと。さらには、今後10番議員の運転、バスの件に関しても安全運転、確認、車内確認、こういうのを運転日報で義務づけるというような工夫をすれば、これは防ぐことができるのではないかと考えてございます。さらに、先ほど、地域生活課長もご説明いただきました。予算面もお尋ねしたとおり、お答えいただきました。それでは、各課で管轄している場所にどういふ木が何本、どういふ状態で植えてあるのか把握なさっておりますでしょうか。申し訳ありません。地域生活課長からお話をお願いします。

議 長（土門治明君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えします。

地域生活課所管の公園多数あります。特に遊ぼつとについては、保安林内にあるということもありまして把握はしておりません。

以上です。

議 長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3 番（佐藤俊太郎君） では、企画課長、まちづくりセンターの中にある樹木についてどのような把握をされているか、お願いします。

議 長（土門治明君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） 企画課のほうでは、まちづくりセンターのほうの所管ということでございますので、そちらの把握状況ということでございました。どういふ木が何本、どういふ状態となっているか把握されているかといったご質問でございましたけれども、こちらの各施設、敷地内にございます樹木等につきましては各まちづくり協議会のほうに管理等をお願いしておりますので、こちらで全て把握をしているという状態ではございません。仮に危険木とか、そういったものが発生した場合にはまちづくり協議会のほうからご連絡をいただいて、こちらの予算の中で対応させていただいているということでございます。

以上です。

議 長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員の再質問を保留し、午後3時15分まで休憩いたします。

（午後2時49分）

休

憩

議長（土門治明君） 会議を再開いたします。

（午後 3 時 15 分）

議長（土門治明君） 3 番、佐藤俊太郎議員。

3 番（佐藤俊太郎君） 先ほどご答弁いただきました。各課の管理する施設内における樹木については、管理があまりなされていないということを感じました。それで、今私ここに持っているのが都市公園の樹木の点検・診断に関する指針という、平成29年9月国土交通省から出されている案のものです。これによりますと、樹木の健全な育成を図りつつ、都市公園の樹木を起因とした事故等を未然に防止し、公園利用者等の安全、安心を確保することを目的とするということで、いろいろな項目が書いてございます。やはりこういった点検、診断、もしくは管理に関する決め事、指針的なものを当町でもつくられて管理をされたほうがよろしいのではないかとこのように思い至っております。これに関していかがですか。一応都市公園ということですので、地域生活課長にご答弁をお願いします。

議長（土門治明君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えします。

先ほどご説明申し上げましたとおり、地域生活課所管の都市公園、河川課も含めてですけれども、都市公園、年間かなりの金額で各種委託お願いしている状況であります。別の課の回答でもありましたが、危険木等々ある場合、特にうちのほうの管理でという遊ぼつとにはよく高い木がありますので、電線にかかりそうだということで管理人の方から連絡があつて、そういう対応を随時行っているという状況であります。今議員おっしゃられた国土交通省の指針に関してですけれども、指針に書いてあるような内容、常に外部委託としての診断等は行ってはおりませんが、町としては基本的に施設管理を行っているというふうに考えておりますので、私個人的には指針の作成は必要はないと考えております。

以上です。

議長（土門治明君） 3 番、佐藤俊太郎議員。

3 番（佐藤俊太郎君） 分かりました。随時やっているというご答弁でございました。それでは、安全に関して対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、教育課にお尋ねします。文部科学省によると、校内施設、設備の安全は学校保健安全法施行細則や建築基準法といった法律に基づく定期点検で保つ。法律は具体的な点検対象を定めておらず、マニュアルで破損やひびの有無といった例を示している。マニュアルには、樹木に邪魔な枝はないかとの項目もあるが、明確な基準はなく、対応に差が出ているという、これは南日本新聞の記事を私読まさせていただいております。当町においては、いかがな対応をなされる、もしくは今後どのような方針で実施されるのかお伺いをいたします。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

学校におきましては、日常的な業務の中で樹木の点検というものを行っておりまして、必要に応じて、

毎年ですけれども、樹木の剪定や軽微な伐採、草刈りなどは当然に行っておるところでございます。毎年一定の予算も当初予算に計上して、実施しておるところでございます。ただ、先ほどのご質問にもありました、大きくなったもの、大きくなり過ぎて管理が難しい面があるというところも一つ課題ではあるかなというふうに思っております。当初の植樹する際の目的というのもあったのかと思いますけれども、なおいま一度全体を見通して、現状の把握に努めて、危険性がないかどうかも含め専門の意見を聞いて、一定の予算を施しながら剪定や消毒に日常の管理に努めたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 先ほども申し上げましたが、遊佐小学校はそれこそ私に言わせていただければ、これを放置したからそのような状況になったのではないかと、思っております。さらにはほかの小学校でも同様の樹木が、私今貸与されているタブレットの中にはありますけれども、屋根を越えて枝が伸びている木が何本もあります。さらには引込線ですから、外部との接触はないのかもしれませんが、校内の電線に接触しそうな木もございます。さらに言わせていただければ、学習センターのところのセンターサークルとでも申しましょうか、その木に関しましては手入れがなされていない。まず、学習センター、憩いの場の表玄関的な場所だという理解をしておりますけれども、やはりあのような状況を放置してはまずいのではないかとこの認識ありますが、教育課長、いかがお考えですか。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

大きな木についての現状に触れたいと思っておりますけれども、私どもでは昨年度から特に計画的に対応してきたのでは、蕨岡小学校の体育館のほうにかかっている広葉樹についてでございます。ただ、昨年度におきましては、遊具に近い広葉樹のほうで冬の寒波によって倒れたという事案もございまして、あわせて近くの木も危険性があると判断して、そこを優先して伐採したという経過がございました。今年度はその体育館脇……北西部の広葉樹について、年度内に予算の範囲内において伐採を念頭に入れておるところでございます。また、学習センターのお話もございました。令和元年度までですと、定期的に松のほうの剪定も行ってまいりました。しかし、2年度以降ですけれども、剪定の業者のほうにもお話したところ、松の樹勢が弱って剪定することにも難しいという報告を受けたものですから、3年度、4年度当初も剪定依頼をしてこなかったところがございますけれども、なお専門の観点から意見を伺いながら、剪定可能との報告があった際には今後剪定を行っていきたいというふうに考えております。いずれにしても、日頃の管理ということが大事になっておりまして、基本的な考え方としては、現状の把握にしっかりと努めて、長く大切にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 今蕨岡小学校の樹木について、伐採というようなご発言でございますが、これはまた根元から伐採するのですか。いかがですか。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） 現状のほうを確認しておりますけれども、幹のほうに裂けておる

状況が見受けられました。日当たりにも影響されるのかとは思いますが、ちょっと健全な状況ではないと見ております。なお専門の業者のほうとも協議をしながら、やはりここはどうしても危険性、安全上やむを得ずその計画に……幹からということになりますけれども、そのようなことで考えております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 私が思うには、やはり今になってこういうことになった。つまりここに至るまでの間がやはり手つかず状態だったのかなという感じがございます。やはり先ほど課長おっしゃったように、常日頃見ているとやはり意識しないとなかなかこういうものは目につかないと思います。やはり私、車で言えば定期点検、車検、何もなければいいけれども、やはり定期点検と車検という法律で定められたものについてやる、そこで発見できるという、車に関して言えばそういうこともあろうかと思っております。ですから、ある一定期間を定めて点検をするという方向に持っていったほうがより確実性が高まるのではないかと考えております。ほかのところでは、やはり毎年行う樹木、隔年行う樹木、樹木の性質によって区別しているということも見受けられます。そこには、やはり樹木台帳的なものがある。その樹木台帳に基づいて、定期的に保守管理を実施していると。特に学校現場ですので、先ほども申しました情操教育の一環であろうと私は思っております。今そこに花が飾られております。なぜ花飾るかといったら、やはり人間は花を見ることによって心が落ち着くということがあるのだそうです。学校に植物を植える目的を大きく3つにすると、景観をよくする、心の状態をよくする、学習の教材として使う、このように分かれているというふうに記載されているところがありました。もう本当にそのとおりだと思います。教育現場ですから、邪魔になったから切ってしまうという短絡的なことでいいのかと。今回はそういう樹木の空洞化が目立つというような、切らなければいけないという状態であれば、これはもうしょうがないとは思いますが、ここに至るまで昨日、今日穴開いたわけではないと私は思います。やはりこの点をとどめ置くべきではないのかと考えております。いかがですか。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

改めて申し上げますけれども、やはり現状をしっかりと全体を見通して把握しながら、長く大切にしていきたいというふうに考えておりますので、そのためには一つ定期的な管理という点で、日常業務の中で申し送りをしていくよう管理に努めたいというふうに思っております。それから、ただいまのご質問にもありました、付け加えて学習環境という点にもそれに資するための学びの場というところもあろうかと思っております。子供の育ちによい環境という点では、私どもの役目であるというふうに考えております。四季を感じながら、例えば生活科の授業に使うなどして、学びの環境も図られるよう整えたいものという、そんな思いであります。

以上でございます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 今の申し送りというお言葉でございました。申し送りは申し送りです。形に残りません。申し送ったよ、いや、申し受けていない、形に残らないと私は思います。やはり形に残ること、形に残るようにするのが確実性を担保することではないかと思っております。先ほど運転日報のことについても

ちょっと触れました。運転日報で降車時車内を確認、1項目チェック入れる。そのことによって、車内を見回すという意識が働くわけです。やはりいかに我々人間忘れっぽい、私は特に忘れっぽいので、そういう印を残すという作業が一つ加わることによって、確実性を増して実行できると個人的に思っております。いかがですか。申し送りではなくて、書類に残していただきたい。いかがですか。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） 全体見通して、再度その件も検討しながら管理をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 先ほど遊佐小学校の樹木、多分私の記憶が間違っていなければ、4本根元から伐採したと思っております。これはもう覆水盆に返らずで、これは元には戻りません。さらに、ここには南側ですか、南側に同種の樹木があります。これもやはり危険木になったら伐採するのですか。教育長、これをお願いします。

議長（土門治明君） 土門教育長。

教育長（土門 敦君） お答え申し上げます。

4株確かに伐採されているということで、私もワンデーマーチのときにそこを通りまして、確認をしたところでございます。ただ、今の今後についての伐採につきましては、今申し送りではなく、形にしてというふうなことで、いろいろご指導、ご鞭撻をお受けしましたので、そのことについてはこの場ではちょっと明言はできませんが、その取扱いについてはこれから課に戻って、そしてやはり今まで課長が答弁したように、そこを課内でまとめていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 先ほどから何回も申し上げております。あの場所に植えたのは我々ではありませんけれども、我々の先輩諸氏がこの場所を選んで植えたのには間違いのないと思います。樹木の種類がメタセコイヤというものであれば、高さが25メートルから30メートル、直径1.5メートル、大きなものでは50メートル以上になる。これはもう分かっていることなのです。ですから、今後植栽するにはやはり将来のことを見越した行動を取るべきではなかろうかと思っております。さらに、青森県の三沢市、三沢教育委員会がホームページで上げていたものでございます。三沢市教育委員会では、学校や廃校の管理で生じた伐採木について、資源再利用の観点から無償提供を行うことといたしました。まきやD I Yの材料など自由にお使いください。資源再利用の観点、やはり当町の資源管理ではなくて、ごみ関係の標語で、混ぜればごみ、分ければ資源というのがたしかあったように記憶しております。やはり資源化、燃やしてしまえばただのごみになるわけです。お尋ねします。4本の木の処理方法は、どのような処理をなされたのでしょうか。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えいたします。

詳細の処理方法につきましては、この場では把握しておりませんでしたので、恐れ入りますが、割愛させていただきます。

議 長（土門治明君） 3 番、佐藤俊太郎議員。

3 番（佐藤俊太郎君） 今それこそゼロカーボン等々、CO<sub>2</sub>削減に対して全国民、当町でもそのとおり意識を高めないとやはりいけないのではないかという気持ちでおります。一人一人が小さな積み重ねによって地球温暖化を防止するのだらうと思っております。カーボンニュートラルやまがた、このエコすまいる通信、こういういろいろな啓発物で変える、変わる、つくる、いろいろやっています。でも、いろいろやっているけれども、やはり受け取ったほうで反応しなければ残念ながらただの紙になってしまうのです。ですから、我々一人一人が意識を持たないと……本当に意識です。「我思う、ゆえに我々あり」と言ったのはデカルトだったと思いますけれども、意識を持って行動しなければいけない時代に突入しているのだと思います。ですから、我々行動する際には意識を持った行動。また、我々大人が変われば子供も変わるというふうにさっきおっしゃいました。やはり大人が手本を見せる。その手本を見せるためには、それなりの知識を持たなければ手本示せないと思います。特に自然環境に関しては、非常に私は、先ほど申しましたが、残念に思っているのです。物言わぬ木からちょっと私言わせてください。風雪を防いで、夏には日陰をつくり、鳥たちもひさしの止まり木もしくはすむ場所を提供して、人間に緊張緩和、活力の回復をするフィトンチッドという物質を出し、さらに二酸化炭素を水と協力して酸素に変えている。これは樹木だけです。樹木だけとは言いませんけれども、大きな役割を担っています。これをやはり危険だからといって、何回も申し上げますが、ぱっさり切る、これは人間のようでしかないのではないかと思っております。先ほど申しました。あと何本もあります。それで、一番最初に申し上げました、イチョウの木が落下して亡くなった先生はもうお痛ましい限りでございますが、それだってやはり管理不足からきているものだと思います。遊佐小学校にもイチョウの大木がございます。それらをやはり意識した目で見なければ残念ながら目に入らないというのが、人間工学の観点からも証明されていることであります。先ほど大変失礼ですけれども、教育長に何か気がつきませんでしたかということをお尋ねしましたけれども、そのところにはやはり歩道上にぱっさり樹木が覆いかぶさっているのです。それを、やはり町の責任でその支障木を処理するという責務があるのだと思います。そこら辺をよろしくご配慮いただきたく思いながら、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

議 長（土門治明君） これにて3番、佐藤俊太郎議員の一般質問を終わります。

一般質問は全員終了しました。

次に、日程第2及び日程第3、議第64号 遊佐町災害対策基本条例の一部を改正する条例の制定について及び議第63号 令和3年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

鳥海議会事務局長。

事務局長（鳥海広行君） 上程議案を朗読。

議 長（土門治明君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第64号 遊佐町災害対策基本条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、災害対策基本法の一部改正に伴い、関係する規定を整備するため提案するものであります。

続きまして、議第63号 令和3年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について。本案につきましては、令和3年度遊佐町一般会計歳入歳出決算ほか各会計決算について、去る6月22日付をもって会計管理者より提出されましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見及び関係書類を添えて議会の認定を得たく提出するものであります。

なお、決算の概要につきましては、一般会計ほか5件は会計管理者より、水道事業会計につきましては企業出納員より説明をいたさせます。

以上、条例案件1件、令和3年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げました。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（土門治明君） 一般会計及び特別会計等の決算の概要について説明を求めます。

初めに、一般会計及び特別会計について会計管理者より説明を求めます。

伊藤会計管理者。

会計管理者（伊藤治樹君） それでは、一般会計ほか5つの特別会計の歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

初めに、認第1号 令和3年度遊佐町一般会計歳入歳出決算について申し上げます。

令和3年度の歳入決算額は115億1,419万9,600円、歳出決算額は109億1,650万5,677円となり、歳入歳出差引額は5億9,769万3,923円になったところであります。

以下、1,000円単位で申し上げます。また、1,000円未満の端数は繰上げや繰下げの調整をしております。

歳入歳出差引額から翌年度に繰越しすべき財源5,429万円を差引きした実質収支額は5億4,340万4,000円となり、黒字決算となったところであります。

歳入について申し上げます。歳入は、前年度に比較し4億418万6,000円の減で、115億1,420万円の決算となりました。

款別で増額になった主なものは、地方交付税で3億1,050万3,000円、寄附金で2億478万5,000円の増額となっております。一方、減額になった主なものは、町税で1億419万2,000円、国庫支出金で9億9,699万1,000円、県支出金で5,393万8,000円の減額となっております。

続いて、歳入の主な項目についてご説明いたします。町税では、前年度決算額に比較し1億419万2,000円、7.1%減の13億6,630万2,000円となりました。

主な税目では、個人町民税が決算額4億4,939万7,000円で0.1%の増、法人町民税が5,987万3,000円で9.1%の増、町民税全体では前年度決算額と比較し1.11%増で、5億927万円となりました。固定資産税は、13.5%減の7億3,442万3,000円、軽自動車税5,449万4,000円、たばこ税5,756万6,000円等となっております。

地方消費税交付金は、8%増の3億1,005万4,000円、また地方交付税は8.8%の増で38億2,461万円となり、地方交付税の歳入に占める割合は33.2%となりました。

国庫支出金は13億5,352万2,000円で、前年度より42.4%の減、県支出金は6億1,665万5,000円で8%の減となりました。

寄附金は8億5,093万6,000円で、前年に比べ31.7%増となっております。

繰入金は、前年度決算額に比較して7.6%の増で、7億1,725万4,000円となりました。

町債は、前年度に比較して1,450万円、1.1%の増で、13億8,530万円になりました。町債の内容については、事項別明細書22ページと23ページに記載されておりますが、総務債では2億810万円の減で4億2,610万円、土木債2,520万円の増で2億3,830万円、教育債1億4,230万円増の2億1,940万円、また臨時財政対策債では1,080万円減の1億4,800万円等となっております。

町債の歳入決算額に占める割合は12%で、前年度比0.5ポイントの増となりました。

次に、歳出について申し上げます。歳出は、前年度決算額と比較して3億8,359万8,000円、3.4%減の109億1,650万6,000円となりました。款別では、議会費は決算額8,931万6,000円で3.5%の増、総務費30億1,291万1,000円で26.6%の減、民生費21億2,406万5,000円で4.9%の増、衛生費5億50万5,000円で13.1%の増、労働費1,007万2,000円で20%の減、農林水産業費7億2,153万6,000円で0.1%の増、商工費6億3,121万4,000円で16.3%の減、土木費では12億6,308万4,000円で26%の増、消防費4億3,878万7,000円で18.5%の増、教育費では9億8,982万2,000円で8%の増、公債費11億1,736万5,000円で32.7%の増、諸支出金1,783万円で25.3%の減となりました。

なお、予備費から保健体育費へ86万9,000円を充用しております。

次に、積立て基金現在高について申し上げます。令和3年度末の現在高は、財政調整基金、減債基金、特定目的基金等を合わせて33億8,393万9,000円で、前年度より1億9,967万4,000円増額となっております。なお、令和3年度より遊佐町公共施設等総合管理基金の積立てを開始しております。

以上が一般会計であります。

続きまして、認第2号 令和3年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要について申し上げます。

決算規模は、歳入総額で前年度決算額より8.4%、1億2,632万4,000円増の16億3,096万9,000円で、歳出総額では前年度決算額より7.1%、1億432万3,000円増の15億7,207万1,000円となりました。また、歳入歳出差引額、実質収支額ともに5,889万8,000円になりました。

歳入の主なものは、保険税で2%減の2億9,055万2,000円、県支出金は10.8%増の11億5,121万5,000円、繰入金で1億5,001万7,000円等となっております。

歳出の主なものでは、総務費は7.6%増の3,812万円、保険給付費で11.6%増の11億375万円、保険給付費は歳出総額の70.2%に当たります。保健事業費では2,155万3,000円、国民健康保険事業費納付金で3億8,104万9,000円等となっております。また、遊佐町国民健康保険基金は3,744万4,000円減の6,305万6,000円となっております。

続いて、認第3号 令和3年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

歳出規模は、歳入総額で前年度決算額に比較し11.1%増の7億2,128万5,000円、歳出総額は8.7%増の6億6,844万6,000円であります。歳入歳出差引額、実質収支額ともに5,283万9,000円であります。

歳入の内容は、分担金及び負担金は決算額429万1,000円で57.2%の減、使用料及び手数料が前年比1%減の1億5,587万1,000円、国庫支出金が3,800万円の前年度比66.7%の増、繰入金4億4,900万円の前年度比4.4%の増等となっております。

歳出では、総務費1億2,804万1,000円の前年度比15.5%の増、下水道建設費が9,215万8,000円で58.3%

の増、公債費が4億4,824万8,000円で0.6%の増となっております。

次に、認第4号 令和3年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は、歳入総額1億342万4,000円で前年度決算額より1%減となっております。歳出総額は、前年度決算額に比較し6.6%減の8,818万3,000円であります。歳入歳出差引額、実質収支額ともに1,524万1,000円となっております。

歳入の内容は、使用料及び手数料が2,016万6,000円で67万4,000円の減、繰入金が7,300万円で前年度より500万円の増等となっております。

歳出は、総務費2,928万6,000円で前年度より514万9,000円の減、公債費5,889万7,000円で前年度より109万6,000円の減となっております。

続いて、認第5号 令和3年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は、歳入総額で前年度決算額から0.2%減の19億6,623万1,000円で、歳出総額は前年度に比較し0.4%減で19億14万4,000円であります。歳入歳出差引額、実質収支額ともに6,608万7,000円であります。

歳入の内訳は、保険料が3億8,567万2,000円で1.4%の増となりました。国庫支出金は4億8,641万7,000円で3.8%の増、支払基金交付金は4億7,539万円で1.4%の減、県支出金2億5,593万9,000円で0.1%の減、繰入金は3億88万7,000円で3.8%の減等となりました。

歳出では、歳出総額の91%を占める保険給付費が17億2,974万8,000円であり、前年度と比較して830万4,000円、0.5%の減となりました。

以下、総務費3,990万円、基金積立て3,815万7,000円、地域支援事業費6,261万6,000円等となっております。

また、遊佐町介護保険給付費準備基金は3,815万7,000円増の1億9,127万9,000円となっております。

最後に、認第6号 令和3年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は、歳入総額で前年度決算額から2.1%増の1億9,153万7,000円であり、歳出総額は1.9%増の1億9,024万4,000円であります。歳入歳出差引額、実質収支額は同額の129万3,000円であります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料が1億2,394万6,000円、前年対比3.5%の増、繰入金は一般会計から6,547万6,000円、1%減で、この2つの項目で98.9%を占めております。

歳出は、歳出総額の98.7%を占める後期高齢者医療広域連合納付金が1億8,771万3,000円であります。その他、諸支出金が191万8,000円等となっております。

以上、令和3年度の一般会計をはじめとする5つの特別会計について、決算の概要をご説明申し上げます。

なお、一般会計の財政分析等の結果については、行政報告書に記載されていますので、御覧いただきたいと思います。

また、詳細については、審議の過程で所管の課長をもって説明させていただきます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 続いて、水道事業会計の決算の概要について、企業出納員の地域生活課長より説明を求めます。

太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） 認第7号 令和3年度遊佐町水道事業会計決算の概要についてご説明申し上げます。

まず、水道事業の概況について申し上げます。

決算書の12ページを御覧ください。

現在給水人口は1万2,751人で、普及率は99.5%となっています。

給水状況は、年間総配水量が158万1,351立方メートル、1日平均で4,332立方メートルとなりました。年間総有収水量は118万2,052立方メートルで、有収率は74.7%となり、前年度より2.5%の減となりました。

給水人口の減少に伴い、有収水量は減少傾向にあることに加え、配水管と冬期間の宅内での漏水が増加したことから総配水量が増加し、有収率は若干の低下となりました。

19ページを御覧ください。給水原価は264円5銭で、供給単価の273円29銭に比較し、9円24銭の供給単価高となっております。前年度比では、給水原価が5円66銭の増、供給単価が1円45銭の増となっております。費用総額は昨年度とほぼ変わらないものの、有収水量が減少したことにより給水原価が増加いたしました。

なお、13ページには、今回から新たに作成することになりました経営指標に関する事項について掲載しております。

次に、収益的収支について申し上げます。

決算書の25ページからの収益費用明細書を御覧ください。収益の総額は4億1,606万9,946円で、その内訳は営業収益が3億6,123万6,372円、そのうち給水収益は3億5,534万6,772円、営業外収益が5,483万3,574円となっております。営業外収益の主なものとしては、一般会計より繰入れを行っている高料金対策繰入金、下水道使用料徴収負担金、水道加入金、長期前受金戻入益などになります。

これに対する事業費用について申し上げます。

費用の総額は3億7,716万7,433円で、その内訳は営業費用が3億3,075万3,218円で、そのうち取水配水給水費が9,783万5,613円、総係費が4,106万4,729円、減価償却費が1億8,837万6,851円などとなっております。営業外費用が4,628万7,254円で、企業債の利息の償還や消費税などになります。

収益的収支の差引きは、当年度の損益計算において3,707万912円の純利益となります。

次に、資本的収支について申し上げます。

29ページを御覧ください。

収入総額は4,723万9,256円で、企業債の借入れが2,680万円、企業債の元金償還に対する一般会計の繰入金金が1,660万円、工事負担金が383万9,256円となっております。支出総額は2億202万117円で、建設改良費が6,976万5,740円、企業債償還金が1億3,225万4,377円となっております。建設改良費の主なものは、配水管布設替工事や耐震化更新計画策定などになります。詳細につきましては、17ページ及び18ページの工事調書、委託調書を御覧ください。

なお、資本的収支の差引不足額1億5,478万861円の措置については、3ページ並びに30ページに記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額428万6,914円、過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金1億5,049万3,947円をもって補填しております。

次に、貸借対照表につきましては、8ページから10ページまでのとおりとなっております。資産の部、

流動資産のうち2,950万9,476円が未収金となっております。このうち383万9,256円は、日沿道工事の補償費になります。また、負債の部、流動負債のうち未払金について、令和4年6月の確定申告時の消費税納付額が1,022万7,000円、残額の403万3,132円が営業未払金となります。

次に、キャッシュフロー計算書の内容になります。23ページ、24ページを御覧ください。当年度は、企業債の借入れがあったものの建設改良事業が多く、支出も増加しておりますが、当期純利益の増加、水道料金未収金の減、企業債償還の減などにより、現金預金は期首から増加しております。

最後に、企業債の状況について申し上げます。

32ページ、33ページを御覧ください。

当年度の企業債償還分を差し引いた年度末の未償還残高は、上水道分で9億2,942万3,190円、旧簡易水道分で2億5,951万6,800円、合計で11億8,893万9,990円となっております。企業債償還についてはピークを迎え、当年度より元利ともに償還金が大きく減少していきます。今後実施予定の事業で新たな借入れの予定もあるため、財政状況を見ながら適切な借入れを行ってまいります。

なお、さきにご説明しました企業債に対する一般会計からの繰入れについては、統合前の旧簡易水道事業で借り入れたものに対してのみになります。

以上、令和3年度遊佐町水道事業会計決算について概要を申し上げます。よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（土門治明君） 次に、決算審査の概要について、代表監査委員より説明を求めます。

本間代表監査委員。

代表監査委員（本間康弘君） それでは、私から令和3年度遊佐町一般会計並びに特別会計、水道事業会計の決算審査結果を審査意見書から要点を抜粋し、その概要を報告申し上げます。

計数については、会計管理者並びに企業出納員の報告と重複するところがあると思いますが、ご了承願います。

審査は、町長より提出されました令和3年度遊佐町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算、令和3年度遊佐町水道事業会計の歳入歳出決算をそれぞれ事項別明細書並びに関係諸帳簿、帳票等を詳細に照合し審査した結果、計数はいずれも符合し、誤りのないものと認められました。

また、財政健全化法による健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、いずれも適正と認められました。

詳細については審査意見書記述のとおりでございますが、一般会計及び各特別会計の結びに各会計ごとに意見、要望を付してございますので、決算審査に当たり参考にしていただければ幸いと存じます。

なお、1,000円未満を四捨五入により、小計、合計の調整から数値に若干の差異を生じる場合がありますので、ご了承願います。

審査意見書の概要を申し上げます。

令和3年度決算は、財政指標について、経費削減等の努力により年々改善されてきております。

収納未済額については、平成30年度から5年間の内容を見ると、不納欠損処理後の金額は減少傾向にありますが、公平、公正を基本に収納率の向上には引き続き努力されますようお願いいたします。

一般会計について申し上げます。

令和3年度の遊佐町一般会計決算は、歳入総額115億1,419万9,600円、歳出総額109億1,650万5,677円、差引残額5億9,769万3,923円になります。

これを前年度と比較すると、歳入で4億418万6,708円、歳出で3億8,359万8,105円、それぞれ3.4%の減となっております。

以下、一般会計及び各特別会計については1,000円単位で申し上げます。

令和3年度の決算額を財政収支の状況から見ますと、歳入歳出差引額5億9,769万3,000円から翌年度へ繰り越すべき財源5,429万円を差し引いた額、5億4,340万3,000円が実質収支となります。

さらに、実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は2,465万7,000円の黒字となっており、単年度収支に財政調整基金を差し引いた実質単年度収支は2億7,432万9,000円の黒字となっております。

なお、性質別歳出状況のその他の経費が歳出総額に占める割合は49.5%で、前年度に比較し8.2ポイントの減、投資的経費は17.2%で、前年度に比較し3.1ポイントの増、義務的経費は33.3%で前年度に比較し5.1ポイントの増となっております。

また、税など一般財源の充当状況の中で義務的経費に占める割合は39%で、前年度に比較し5.1ポイントの増となっております。投資的経費は、5.5%の前年度に比較し0.9ポイントの増となっております。

令和3年度は、町債、地方交付税等の増額により、形式収支額5億9,769万3,000円の黒字となり、多岐にわたる行政需要に対応しつつも、堅実な財政運営がなされたようにうかがえます。

簡素で効率的な行政システム、健全な財政運営に引き続き努められるようお願いいたします。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計の決算では、歳入総額で16億3,096万9,000円、歳出総額15億7,207万1,000円、差引額5,889万8,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で1億2,632万3,000円、8.4%の増、歳出で1億432万3,000円、7.1%の増となっております。

なお、国保税が前年度比2.2%の減となっておりますが、被保険者数の減少と医療給付費が伸びている中で、国保税の収入未済額が4,928万5,000円となっており、疾病の予防等保健事業の充実とともに、収納率の向上に向けて一層の努力を望みます。

次に、公共下水道事業特別会計の決算は、歳入総額で7億2,128万5,000円、歳出総額で6億6,844万6,000円、差引額5,283万9,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で7,197万8,000円、11.1%の増、歳出で5,364万7,000円、8.7%の増となっております。

令和3年度下水道事業債残高は元金37億2,175万3,000円であり、今後施設の老朽化による維持修繕費の増嵩も見込まれる中、適切な事業計画の下に接続率の向上及び使用料収入未済額の解消に努められるよう望みます。

次に、地域集落排水事業特別会計の決算は、歳入総額で1億342万4,000円、歳出総額で8,818万3,000円、差引額1,524万1,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で101万2,000円、1%の減、歳出で624万4,000円、6.6%の減となつ

ております。

今後一層の接続率の向上と収入未済額の解消に努められるよう望みます。

次に、介護保険特別会計の決算額は、歳入総額で19億6,623万1,000円、歳出総額で19億14万4,000円、差引額6,608万7,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で354万8,000円、0.2%の減、歳出で816万1,000円、0.4%の減となっております。

収入率の向上に向けて一層の努力を望みます。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算は、歳入総額で1億9,153万7,000円、歳出総額で1億9,024万4,000円、差引額129万3,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で398万1,000円、2.1%の増、歳出で357万5,000円、1.9%の増となっております。

収納率の向上に向けて一層の努力を望みます。高齢者福祉の充実を期したこの制度が、さらなる制度の充実を期待したいと思います。

以上のとおり、各特別会計の収支状況は形式収支、実質収支ともに黒字決算であり、当局の行財政運営に配慮された結果と評価いたします。

次に、水道事業会計決算の審査について申し上げます。

令和3年度の事業収益は3億8,347万6,000円、事業費用が3億4,640万5,000円で、差引額3,707万円が純利益となっております。

当該年度の総配水量は158万1,351立方メートルで、前年度比2万7,086立方メートル、1.7%の増、有収水量は118万2,052立方メートルで、前年度比1万7,283立方メートル、1.4%の減であります。有収率は74.7%で前年度比2.5ポイントの減となっております。

また、施設利用率は58.6%で、前年度に比較して1ポイントの増となっております。

資本的収支では、収入が4,723万9,256円、支出が2億202万117円、差引不足額1億5,478万861円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額428万6,914円、過年度分損益勘定留保資金1億1万3,200円、当年度分損益勘定留保資金5,048万747円にて補填されております。

なお、令和3年度においても使用料の収納率が向上したことは評価するところであります。今後とも経営のさらなる安定のため、維持管理費の節減や未収金の回収に努められるよう望みます。

最後に、財政健全化法による健全化判断比率について申し上げます。

まず、実質赤字比率については、実質収支額も黒字であり、実質収支比率についてのプラスとなっております。

また、連結実質赤字比率では、一般会計、公営事業会計及び公営企業会計の各会計の実質収支額が黒字となっているため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はなしとされるものであります。

実質公債比率は9.9%で、早期健全化基準25.0%を下回っています。将来負担比率は60.8%で、早期健全化基準350%を下回っています。

次に、水道事業会計については、実質収支額が黒字となっているため、資金不足比率はなしとなっております。

以上、令和3年度遊佐町一般会計、特別会計と水道事業会計の歳入歳出決算審査及び財政健全化法による健全化判断比率及び資金不足比率について概要を申し上げました。詳細はお手元の審査意見書のとおりでございます。

以上申し上げて、決算審査の概要報告を終わります。

以上でございます。

議長（土門治明君） 次に、日程第4、決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第63号 令和3年度遊佐町各会計歳入歳出決算7件については、恒例により小職を除く議員11名による決算審査特別委員会を構成し、審査を行うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第39条の規定に基づき、決算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

お諮りいたします。それでは、決算審査特別委員会委員長に文教産建常任委員会委員長の齋藤武議員、同副委員長に本間知広議員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員長に齋藤武議員、同副委員長には本間知広議員と決しました。

決算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会いたします。

（午後4時27分）